

遺族年金制度等の見直しについて

20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直し

【現行制度】

- 20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金は、主たる生計維持者を夫と捉え、夫と死別した妻が就労し生計を立てることが困難であり、世帯の稼得能力が喪失した状態が将来にわたり続くことが見込まれるといった社会経済状況を背景に、妻に対して30歳未満の場合には有期給付、30歳以上の場合には期限の定めのない終身の給付が行われている。
- 一方で、夫は就労して生計を立てることが可能であるという考えの下、55歳未満の夫には遺族厚生年金の受給権が発生しない。加えて、受給権取得当時の年齢が40歳以上65歳未満である中高齢の寡婦のみを対象とする加算があるなど、制度上の男女差が存在している。

【見直しの意義】

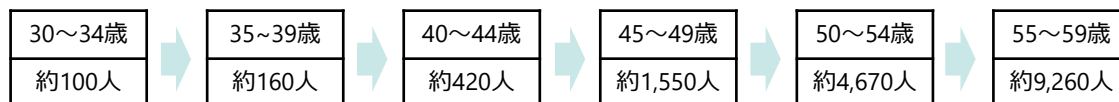
- 女性の就業の進展、共働き世帯の増加等の社会経済状況の変化や制度上の男女差を解消していく観点を踏まえて、20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を見直す。
※ 施行日前に受給権が発生している遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。

【見直しの方向性】

- 20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする5年間の有期給付と位置付け、年齢要件に係る男女差を解消することを検討する。
- 現在、妻が30歳未満に死別した場合に有期給付となっている遺族年金について、適切な配慮措置を講じた上で、30歳以上へと対象年齢の引上げを徐々に行うことにより、20代から50代に死別した子のない妻に対する遺族厚生年金の見直しを行う。引上げの施行に当たっては、現に存在する男女の就労環境の違いを考慮するとともに、現行制度を前提に生活設計している者に配慮する観点から、相当程度の時間をかけて段階的に施行することとする。男性については、こうした女性の対象見直しと合わせて、給付対象となる年齢を拡大する。

※年齢別遺族厚生年金の新規受発者

(30歳以上の子のない女性・令和5年度)



- なお、養育する子がいる世帯としてみた場合の遺族厚生年金、高齢期の夫婦の一方が死亡したことによって発生する遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。

20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直し（イメージ）

現行制度の考え方

- 背景
- 夫が働き、妻を扶養する片働き世帯が中心
 - 夫と死別後、女性の就労が困難

性別による固定的役割分担を念頭に置いた設計

現行制度における受給イメージ

赤枠囲み部分が男女差が存在する部分

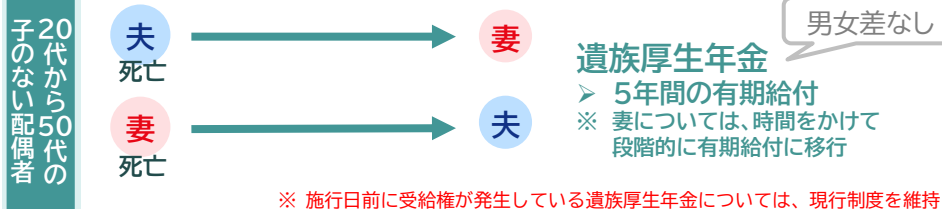


見直しの方向性

- 背景
- 男女とも働く共働き世帯が中心
 - 配偶者と死別後も就労継続が可能

性別による固定的役割分担を前提としない設計

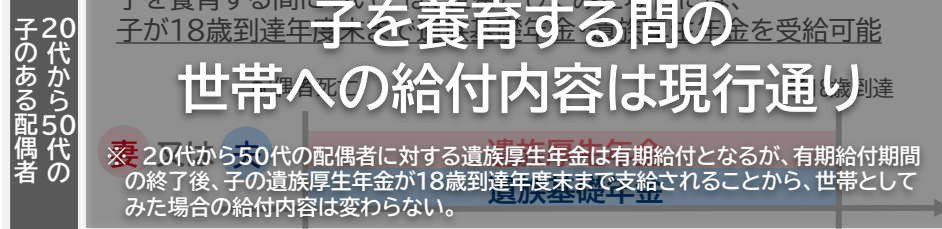
20代から50代に死別した子のない配偶者の遺厚の見直しの方向性



子を養育する間については、世帯としてみた場合には、子が18歳到達年度末まで遺族基礎年金・遺族厚生年金を受給可能



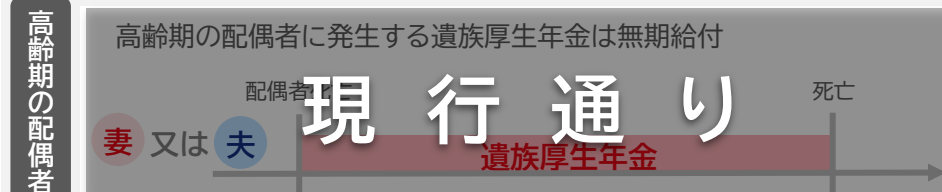
子を養育する間については、世帯としてみた場合には、子が18歳到達年度末まで遺族基礎年金・遺族厚生年金を受給可能



高齢期の配偶者に発生する遺族厚生年金は無期給付



高齢期の配偶者に発生する遺族厚生年金は無期給付

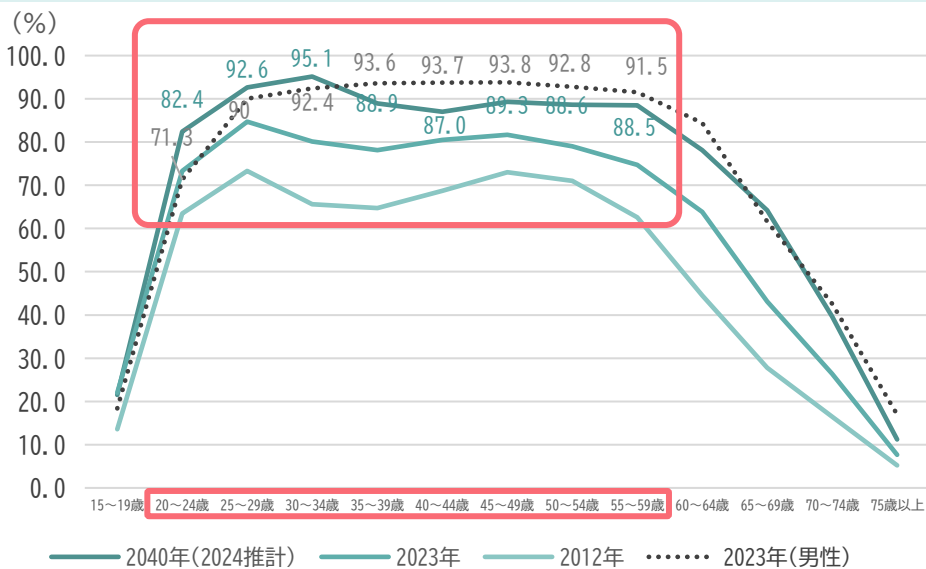


遺族厚生年金について女性をとりまく環境の変化①

【社会経済状況の変化に対する認識】

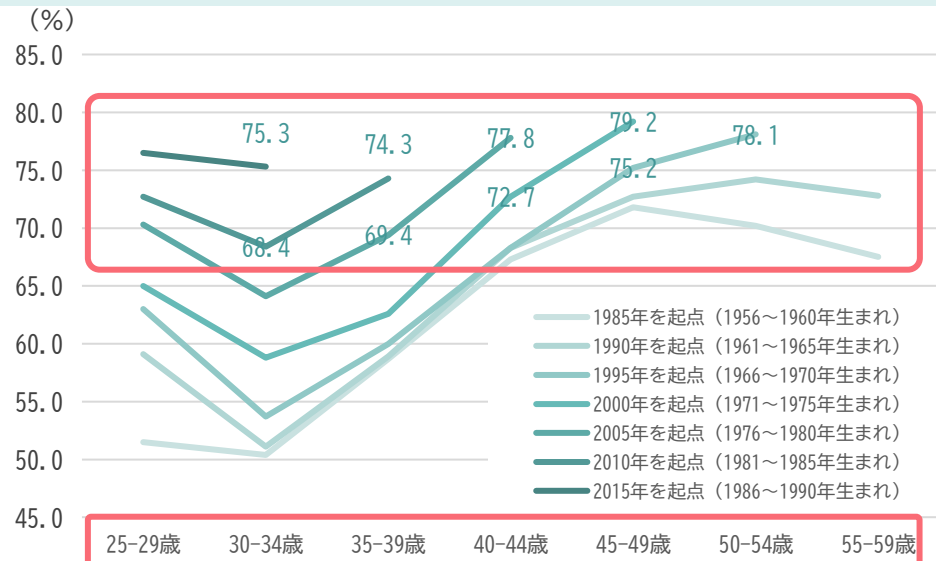
- 年齢階級別の女性の就業率の推移を見ると、40歳から59歳までの中高齢期における就業率は、2040年（推計）においていずれの世代も80%台後半と見込まれており、2023年における男性の就業率と遜色ない状況といえる。また、若い世代ほど高齢期まで各年齢層において高い就業率を維持しており、この傾向が今後も続くことが見込まれる。
- 令和5年の男女の賃金格差を見ると、40歳未満であれば男女差が概ね80%の範囲に収まっている。また、平成14年と令和5年を比べると30歳から64歳までの年代の改善度が比較的高く、今後も中高齢期の賃金格差の縮小が見込まれる。
- 世帯構成の推移を見ると、近年は共働き世帯が増加し、男性雇用者と無業の妻からなるいわゆる専業主婦世帯は減少し続けている。
- これらの状況を見ると、年金制度の創設期から長期間が経過し、20代から50代の女性の就業率が増加していることから、男性が主たる生計維持者であることを前提とした社会経済状況から変化していると考えられる。

就業率の推移(女性)①



(出典) (独) 労働政策研究機構研修機構「2024年3月労働力需給の推計(労働参加進展シナリオ)」

就業率の推移(女性)②



(出典) 総務省「労働力調査」

遺族厚生年金について女性をとりまく環境の変化②

男女の賃金格差の推移

平成14年の男女の賃金格差 (賃金の単位は千円)

年齢	①男性賃金	②女性賃金	②/① (%)
20~24	199.7	187.1	93.69
25~29	241.0	212.9	88.34
30~34	292.6	237.7	80.21
35~39	347.0	249.3	71.84
40~44	387.3	246.6	63.67
45~49	411.1	241.1	58.65
50~54	418.9	237.4	56.67
55~59	398.5	231.3	58.04
60~64	296.5	198.3	66.88
65~69	281.0	216.2	76.94

令和5年の男女の賃金格差 (賃金の単位は千円)

年齢	①男性賃金	②女性賃金	②/① (%)
20~24	229.3	219.6	95.77
25~29	267.8	245.8	91.78
30~34	302.1	259.6	85.93
35~39	337.9	270.1	79.93
40~44	371.8	276.8	74.45
45~49	396.9	281.7	70.98
50~54	417.7	285.9	68.45
55~59	427.4	281.7	65.91
60~64	334.2	246.6	73.79
65~69	293.3	217.1	74.02

40歳未満は
概ね80%の
範囲内

男女の賃金格差の改善度 (%pt)

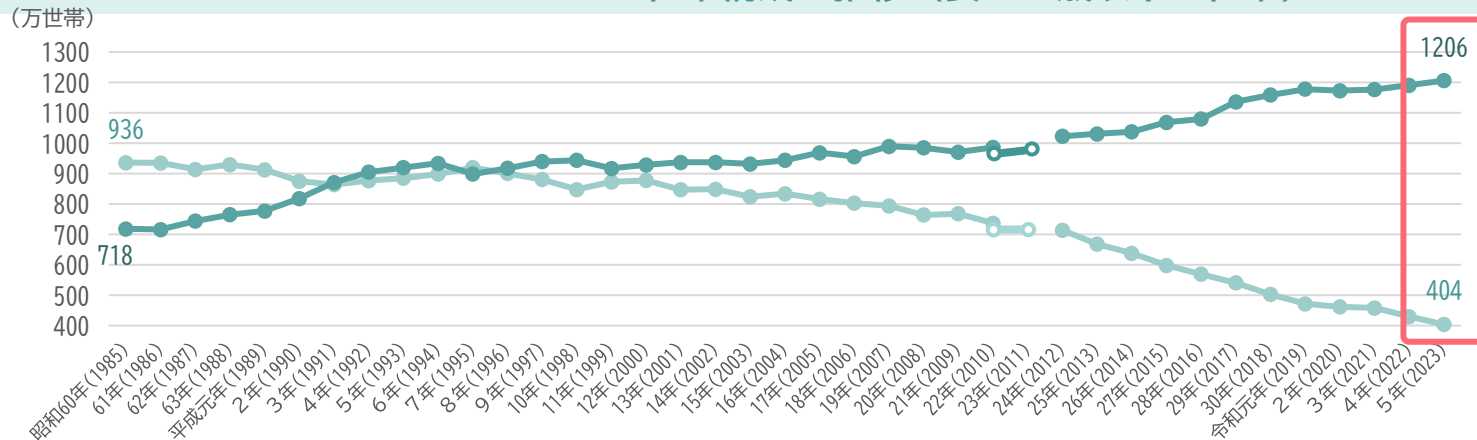
年齢	①平成14年	②令和5年	②-①
20~24	93.69	95.77	+2.08
25~29	88.34	91.78	+3.44
30~34	80.21	85.93	+5.72
35~39	71.84	79.93	+8.09
40~44	63.67	74.45	+10.78
45~49	58.65	70.98	+12.33
50~54	56.67	68.45	+11.78
55~59	58.04	65.91	+7.87
60~64	66.88	73.79	+6.91
65~69	76.94	74.02	-2.92

改善度が
比較的高い

※ 一般労働者（臨時労働者と短時間労働者を除く労働者）の所定内給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当）を対象とする。

(出典) 厚生労働省「平成14年賃金構造基本統計調査」「令和5年賃金構造基本統計調査」

世帯構成の推移 (妻が64歳以下の世帯)



平成以降は共働き世帯が専業主婦世帯を上回っており、近年はその差が拡大傾向にある。

- 男性雇用者と無業の妻からなる世帯 (妻64歳以下)
- 雇用者の共働き世帯

(出典) 男女共同参画白書 令和6年版 ※平成22年及び平成23年(白抜き表示)は、岩手県、宮城県、福島県を除く全国の結果

20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金における男女差解消と有期給付化拡大

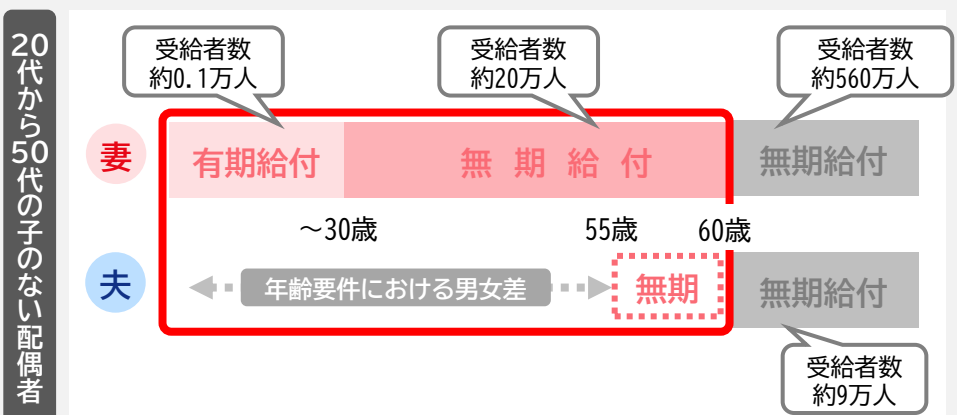
【現行制度】

- 現行制度において、20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の年齢要件に男女差が存在しており、妻に対しては年齢要件が設けられていない一方で、55歳未満の夫には受給権が発生しない。
- 他方で、養育する子のある配偶者には、母子家庭か父子家庭かにかかわらず、子が18歳到達年度末（一定の障害状態にある子の場合は20歳）まで、遺族基礎年金・遺族厚生年金が支給されており、世帯としてみれば養育する子がいる間の給付に男女差は存在しない。

【見直しの方向性】

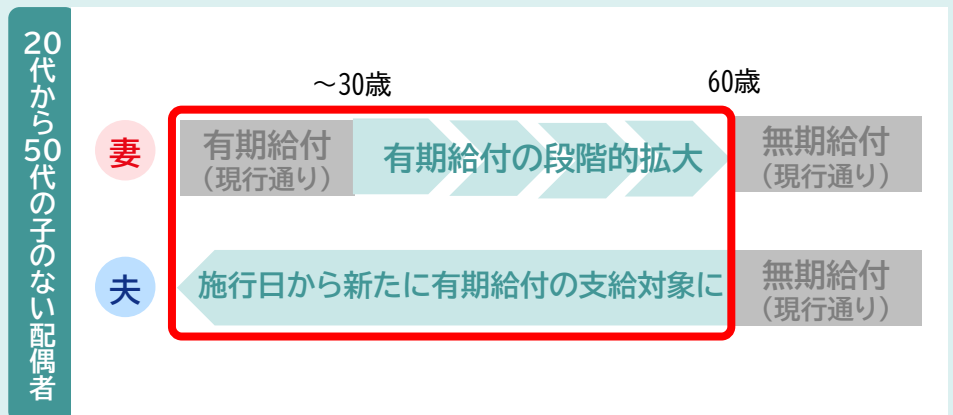
- 次期改正において、20代から50代に死別した子のない妻に対する有期給付の対象年齢を現行制度における30歳未満から段階的に引き上げるとともに新たに60歳未満の夫を有期給付の支給対象とすることを検討する。なお、養育する子がいる世帯、高齢期の夫婦及び既に受給権が発生している者への遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。
- 20代から50代に死別した子のない妻に対する有期給付の対象年齢の引上げの施行に当たっては、現に存在する男女の就労環境の違いを考慮するとともに、現行制度を前提に生活設計している者に配慮する観点から、相当程度の時間をかけて段階的に施行することとする。

現行制度 赤枠囲み部分が男女差が存在する部分



※ 夫は55歳以上で受給権が発生するが、60歳まで支給停止。

目指す姿(十分な時間をかけて移行) 赤枠囲み部分が男女差を解消した部分



※ 上図における有期給付の対象年齢は検討中のものであり、今後の変更はあり得る。

有期給付の拡大に伴う配慮措置

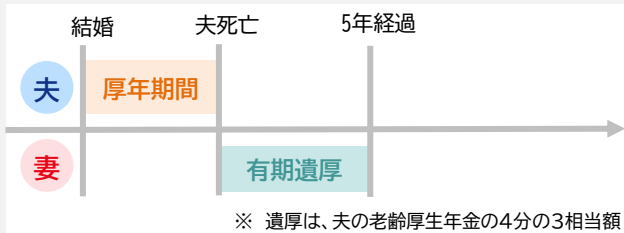
- 20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金については、配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする5年間の有期給付と位置付け、年齢要件にかかる男女差を解消するが、対象者を拡大していく中で現行制度の期限の定めのない遺族厚生年金と比べれば受給期間が短くなることから、以下の配慮措置を講ずることとする。

【見直しの方向性】

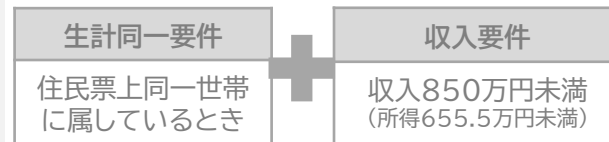
- ① 現行制度の離婚分割を参考に、死亡者との婚姻期間中の厚年間に係る標準報酬等を分割する死亡時分割（仮称）の創設を検討する。これにより、分割を受けた者の将来の老齢厚生年金額が増加する。
- ② 現行制度における生計維持要件のうち収入要件の廃止を検討する。これにより、有期給付の遺族厚生年金の受給対象者が拡大する。
- ③ 現行制度の遺族厚生年金額（死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の3に相当する額）よりも金額を充実させるための有期給付加算（仮称）の創設を検討する。これにより、配偶者と死別直後の生活再建を支援する。

これらの配慮措置を講ずることにより、配偶者と死別直後の生活再建を支援するとともに、高齢期における生活保障への対応を行う。

有期給付を拡大(死亡時分割導入なし)



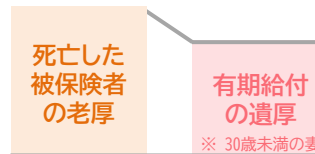
現行制度の生計維持要件



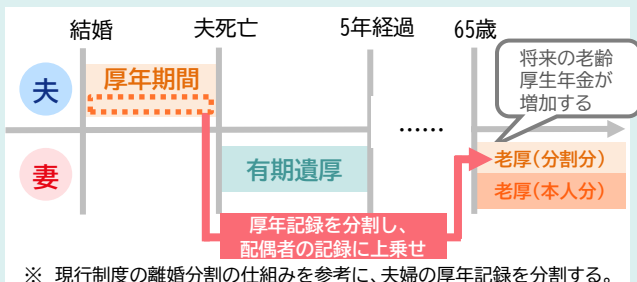
※ 収入要件を維持すると収入要件により、遺族厚生年金を受給できない者が生じることとなり、生活再建を支援する目的を達することができない。

現行制度の遺族厚生年金の年金額

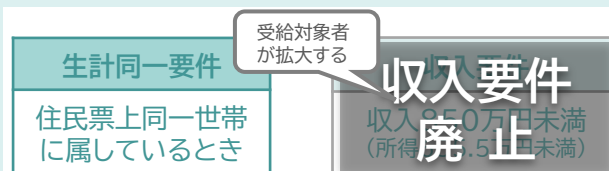
亡くなった被保険者の厚年加入記録に基づいて算出された老齢厚生年金額の4分の3に相当する額。



① 死亡時分割の導入



② 収入要件の見直し



※ 配偶者との死別は生活状況を激変させ、収入の多寡にかかわらず、被保険者の死亡による収入減少の影響を受けることから、激変緩和のための一時的な生活再建の支援を目的として、収入要件を廃止する。

③ 有期給付加算の創設



※ ドイツの寡婦寡夫年金を例として、配偶者の死亡後3カ月は、死亡した配偶者が受給するはずであった年金の満額が支給される仕組みがあり、死亡直後の支出の増加等に対応するための措置が講じられている。

男女差の解消に伴う中高齢寡婦加算及び寡婦年金の段階的廃止

【現行制度】

- 中高齢寡婦加算は、遺族厚生年金の受給権取得当時40歳以上65歳未満である中高齢の寡婦がその後就労することが困難であることに着目して、受給権発生から65歳に達するまでの間に遺族厚生年金に加算されるものである。（令和6年度は年額612,000円）
- 国民年金の寡婦年金は、所定の要件を満たす夫の死亡に際して、遺された妻が国民年金の被保険者期間が終了する60歳から、老齢基礎年金の受給開始年齢である65歳到達までの5年間を保障するつなぎの給付として創設されたものである。

【見直しの方向性】

- 中高齢寡婦加算及び国民年金の寡婦年金は、主たる家計の担い手が夫であり、夫と死別した妻がその後就労することが困難である社会経済状況を背景に設計されたもので、女性の就業の進展等を踏まえ、かつ、年金制度上の男女差を解消すべきという観点からも、将来に向かって段階的に廃止することを検討する。なお、廃止にあたっては、激変緩和の観点から十分な経過措置を設けることとする。
- 葬祭費用を勘案して金額を設定していた国民年金の死亡一時金について、足下の葬祭費用の状況を踏まえて見直しを検討する。

見直しのイメージ（中高齢寡婦加算）

施行日以降に新規発生する中高齢寡婦加算は、新規発生する年度に応じた加算額とし、受け取り始めた時点の加算額は、受け取り終了まで変わらない。

施行年度	中高齢寡婦加算の経過措置のイメージ
現行制度 ※施行日前に発生している中高齢寡婦加算額は変更なし	<p>妻 有期給付 30歳 40歳 65歳 無期給付 中高齢寡婦加算</p>
N年度～	<p>妻 有期給付 30歳 40歳 65歳 無期給付 中高齢寡婦加算(新規受給者について減額)</p>
N+●年度～	<p>妻 有期給付 30歳 40歳 65歳 無期給付 中高齢寡婦加算(新規受給者について減額)</p>
N+■年度～	<p>妻 有期給付 30歳 40歳 60歳 65歳 無期給付</p>

※ 上図では省略しているが、N+●年度からN+■年度に向かって段階的に施行する。

見直しのイメージ（寡婦年金）

寡婦年金の受給権が発生する年齢を段階的に引き上げる。

施行年度	寡婦年金の経過措置のイメージ
現行制度 ※施行日前に受給権が発生している寡婦年金は影響なし	<p>妻 寡婦年金が支給停止となる期間 40歳 60歳 65歳 寡婦年金支給期間</p>
N年度～	<p>妻 受給権発生なし 寡婦年金が支給停止となる期間 40歳 60歳 65歳 寡婦年金支給期間</p>
N+●年度～	<p>妻 受給権発生なし 寡婦年金が支給停止となる期間 40歳 60歳 65歳 寡婦年金支給期間</p>
N+■年度～	<p>妻 受給権発生なし 40歳 60歳 65歳</p>

※ 上図では省略しているが、N+●年度からN+■年度に向かって段階的に施行する。
※ 寡婦年金と選択の関係にある国民年金の死亡一時金について、N年度から金額を見直すことを検討する。

子に対する遺族基礎年金の支給停止規定の見直し

【現行制度】

- 遺族基礎年金は子を抱える配偶者や自ら生計を維持することができない子に対し、生活の安定を図ることを目的とする給付であるが、現行制度において子に対する遺族基礎年金は、遺族基礎年金の生計維持要件等に該当せず受給権を有さない父又は母と生計を同じくするときは支給停止されている。これは、生計を同じくする父又は母があるならば、子は当該父又は母によって養育され、遺族基礎年金の支給の必要がないと考えられているからである。（子の遺族基礎年金が支給停止されるケースの例は下図を参照）

【見直しの意義】

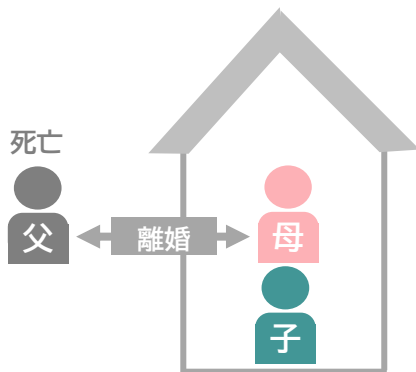
- 離婚の増加等の子を取り巻く家庭環境の変化を踏まえ、配偶者に遺族基礎年金の受給権が発生しない場合において子の生活の安定を図る遺族基礎年金の目的を達するため、子が置かれている状況によって遺族基礎年金の支給が停止される不均衡の解消を図る。

【見直しの方向性】

- 自らの選択によらない事情で子が置かれている状況によって遺族基礎年金が支給停止されることのないように、下記のケースのような生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定の見直しを検討する。なお、子に対する遺族厚生年金には、生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定は存在しない。

遺族基礎年金の受給権を有さない父又は母と生計を同じくすることによる子の遺族基礎年金の支給停止の例

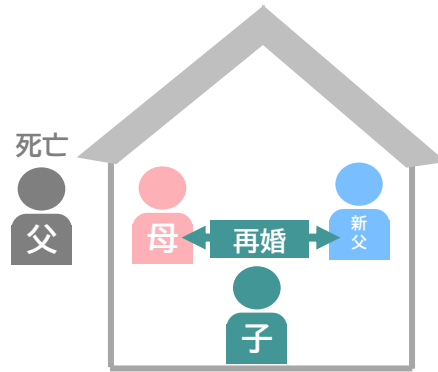
元配偶者に引き取られた場合



母と生計を同じくするため支給停止

※ 離婚した妻には遺族基礎年金が発生しない

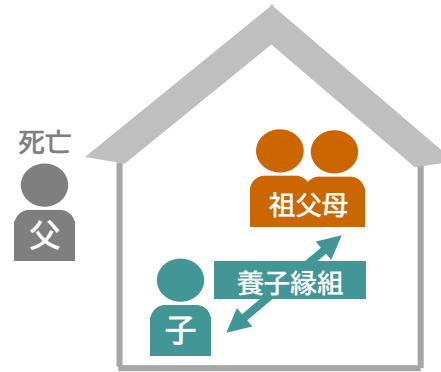
遺族配偶者が再婚した場合



父母と生計を同じくするため支給停止

※ 妻に遺族基礎年金は発生するが、再婚によって当該遺族基礎年金の受給権は失権する。

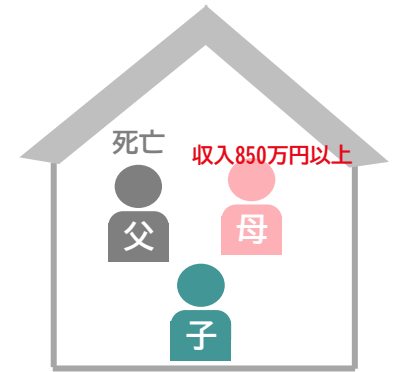
直系血族(又は姻族)の養子になった場合



父母と生計を同じくするため支給停止

※ 祖父母には遺族基礎年金は発生しない

遺族配偶者が収入850万円以上の場合



母と生計を同じくするため支給停止

※ 妻は生計維持要件を満たさないことから、当該妻に遺族基礎年金は発生しない。

※ 見直しを行う場合、新たに支給となる給付による国庫負担の増加に対応した財源が必要。

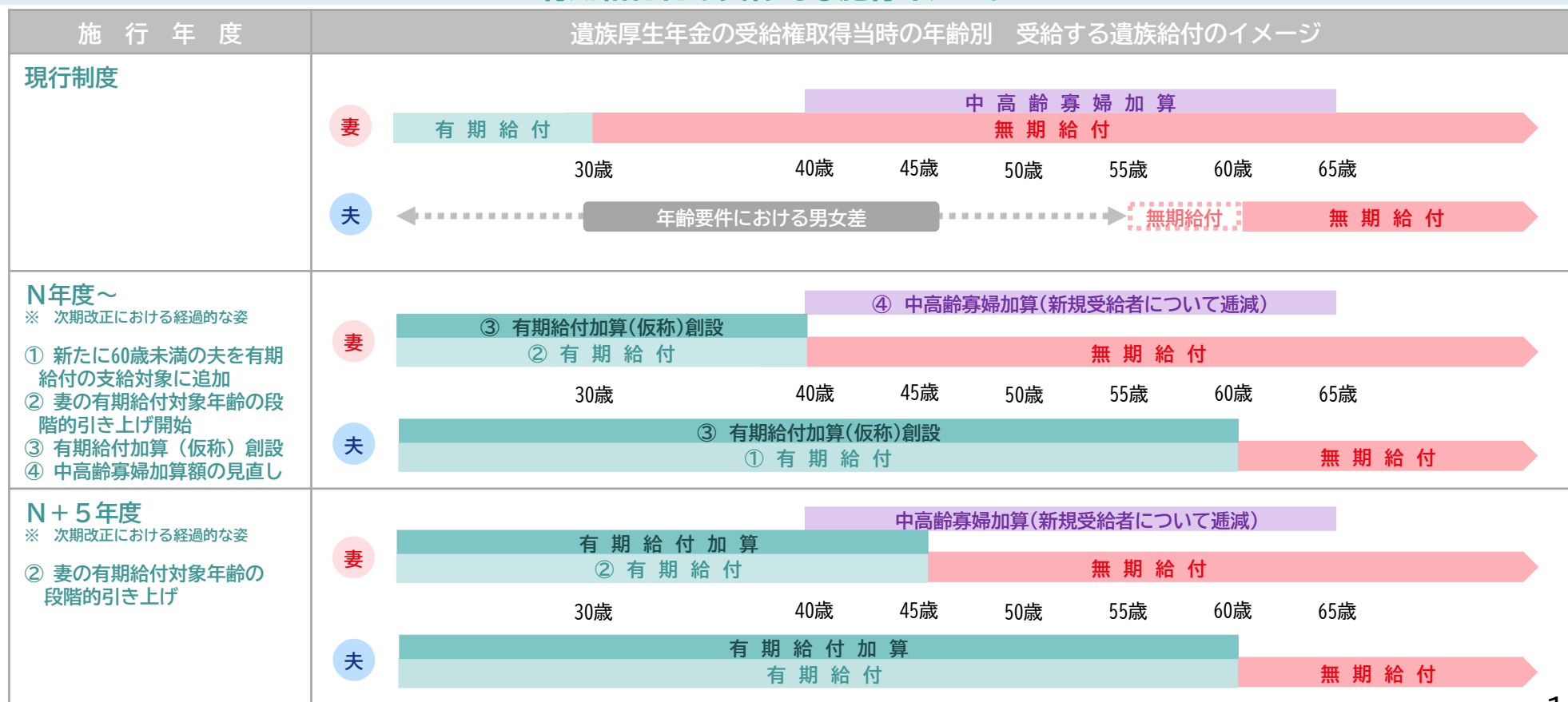
20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直しの全体像（1/2）

【見直しの方向性】

- 施行日から、新たに60歳未満の夫を有期給付の遺族厚生年金の対象に加えることを検討する。また、子のない妻の有期給付の対象年齢を施行日から40歳に引き上げ、その後、相当期間をかけて段階的に対象年齢を引き上げることを検討する。
- 施行日から、有期給付の遺族厚生年金を対象とする有期給付加算（仮称）を加算することを検討する。
- 中高齢寡婦加算は施行日以降、年度ごとに加算額を段階的に逡減し、最終的に廃止することを検討する。その上で施行日以降に新規発生する中高齢寡婦加算は、新規発生する年度に応じた加算額とし、受け取り始めた時点の加算額は、受け取り終了まで変わらない。

有期給付化の具体的な施行イメージ

※ 図で示している内容は検討中のものであり、変更はあり得る。



20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直しの全体像 (2/2)

有期給付化の具体的な施行イメージ

※ 図で示している内容は検討中のものであり、変更はあり得る。

施行年度	遺族厚生年金の受給権取得当時の年齢別 受給する遺族給付のイメージ	
N+10年度 ※ 次期改正における経過的な姿 ② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ	妻 	夫
N+15年度 ※ 次期改正における経過的な姿 ② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ	妻 	夫
N+20年度 ※ 次期改正における経過的な姿 ○ 年齢要件の男女差の解消	妻 	夫
N+25年度 ※ 次期改正における最終的な姿 ○ 新規の中高齢寡婦加算終了	妻 	夫

参考資料



1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者
※ ①、②については、保険料納付済期間等が3分の2以上を条件とする。
なお、令和8年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)
- ④ 保険料納付済期間等が25年以上である者

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある配偶者
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)
※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

3. 年金額(令和6年度) ※昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

816,000円(老齢基礎年金の満額と同額) + 子の加算額
子の加算額: 第1子・第2子…各234,800円 第3子以降…各78,300円

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき
※ ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)または保険料納付済期間等が25年以上である者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子(遺族基礎年金を受給できる遺族)
- ② 子のない妻 ※ 夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付
- ③ 孫
- ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から)
※ 遺族基礎年金の支給対象となっている夫の遺族厚生年金は、55歳から支給される。
※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

3. 年金額 (令和6年度)

死亡した者の報酬比例の年金額 × 3/4

- ※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。
ただし、支給要件①～③の場合、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。
- ※ 夫の死亡時に40歳以上(④に該当する場合、夫の被保険者期間が20年以上)で子のない妻等には、65歳までの間、遺族基礎年金の額の3/4 (令和6年度:612,000円)が加算される(中高齢寡婦加算)。

※ 自らの老齢厚生年金の受給権が発生した者は、以下の方法で併給調整される。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①との差額が遺族厚生年金として支給。
 - A. 遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金の3/4)
 - B. 遺族厚生年金の2/3(配偶者の老齢厚生年金の1/2)と自らの老齢厚生年金の1/2

中高齢寡婦加算

1. 制度趣旨

- 昭和60年改正による基礎年金制度の導入により、遺族年金についても、一階部分が全国民共通の基礎年金、二階部分が報酬比例年金という現行の二階建ての仕組みとなった。この結果、国民年金法による遺族基礎年金が子のない妻には支給されず、また子のある妻であっても子が要件を満たさなくなれば遺族基礎年金の受給権を失うことになるため、中高齢であって就労が困難である寡婦について重点的に給付を行うために設けられた。
- 中高齢の寡婦の遺族厚生年金に加算を行うのは、夫によって生計が維持されていた中高齢の妻は、夫が死亡した後に就労して十分な所得を得ることが現状では困難であるからである。また、遺族基礎年金が支給されない場合は、遺族厚生年金だけでは生活を営むことが困難であるからである。（堀勝洋『年金保険法 基本理論と解釈・判例 [第5版]』）

2. 支給要件等

中高齢寡婦加算は、以下のいずれかに該当する妻が、65歳未満である期間中（※1）支給される。

- ・ 夫の死亡時に40歳以上（長期要件により受給する場合、夫の厚生年金被保険者期間が240月以上）で子のない妻
- ・ 40歳時点で遺族基礎年金の受給権を有する子があったが、子が18歳到達年度の末日に達した（1級・2級の障害の状態にある子が20歳に達した）等の理由で、遺族基礎年金の受給権を失った妻（※2）

※1 65歳未満とされているのは、妻が65歳になると老齢基礎年金が支給されるようになるため。ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた妻については昭和61年4月～60歳に達するまで全期間国民年金に加入したとしても老齢基礎年金額が中高齢寡婦加算を下回るため、65歳以降の遺族厚生年金には経過的寡婦加算が加算される。（生年月日に応じて594,500円～19,865円）

※2 ただし、40歳到達時に子が遺族の要件に該当していない場合（18歳到達年度の末日を超えている等）は除く。

3. 加算額（令和6年度）

612,000円/年（遺族基礎年金額 × 3/4）

寡婦年金

1. 制度趣旨

掛け捨て防止の観点と、老齢年金支給開始前の寡婦に対する生活保障の観点から、保険料納付期間に応じた額を寡婦に対し有期年金として支給するもの。

2. 支給要件 ※ ①～④すべてに該当する場合に支給される。

- ① 夫の死亡日の前日において、夫の国民年金の第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上あること
- ② 妻は、夫の死亡当時、65歳未満であり、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続したこと
- ③ 夫が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないこと
- ④ 妻が老齢基礎年金の支給の繰上げを行っていないこと

3. 支給対象者

死亡した夫に生計を維持されていた妻に支給される。 ※ 60歳から65歳まで支給される。

4. 年金額

夫の死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る、死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間について、老齢基礎年金の計算方法により計算した額 × 3/4

5. これまでの主な制度改正 ※ 国民年金法成立時(昭和34年)に創設

支給要件④を追加(昭和36年改正)・婚姻関係に事実婚を追加(昭和55年改正)・年金額を1/2から3/4に引上げ(昭和60年改正)
支給要件③を緩和(令和2年改正 ※ 障害基礎年金の「受給権者であったことがない」を、「支給を受けたことがない」へ緩和)

死亡一時金

1. 制度趣旨

掛け捨て防止の観点から、保険料納付期間に応じた額を遺族に対し主に葬祭費として支給するもの。

2. 支給要件 ※ ①～③すべてに該当する場合に支給される。

- ① 死亡日の前日において死亡した者の国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間が36月以上あること
※ 1/4納付期間・半額納付期間・3/4納付期間は、それぞれ1/4・1/2・3/4に相当する月数として算入する。
- ② 死亡した者が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないこと
- ③ 遺族基礎年金を受けることができる者がいないこと

3. 支給対象者

死亡した者と生計を同じくしていた、①配偶者・②子・③父母・④孫・⑤祖父母・⑥兄弟姉妹 に支給される。

4. 年金額

死亡した者の保険料納付済期間に応じ、120,000円～320,000円

5. これまでの主な制度改正 ※ 昭和36年改正により創設

支給要件②を緩和(昭和48年改正 ※ 死亡した者が「受給権者であったことがない」を、「支給を受けたことがないこと」へ緩和)
支給要件③を追加(昭和55年改正 ※ 追加当時は「母子年金を受けることができる者がいないこと」(昭和60年改正で遺族基礎年金へ改正))

遺族年金の男女の要件の違いについて

- 遺族基礎年金については、父子家庭も給付対象としたことで、男女差は解消済み。
- 遺族厚生年金には、残された配偶者の受給要件における男女の違いがあるが、
 - ・ 養育する子がいる場合には、子に遺族厚生年金が支給されるため、事実上、男女差はない。
 - ・ 養育する子がない場合には、支給対象となる年齢や給付内容に差が存在。

遺族							
18歳未満の子のいる場合						18歳未満の子のいない場合	
夫（妻が死亡時に55歳未満）		夫（妻が死亡時に55歳以上）		妻（夫が死亡）		夫 （妻が死亡時に 55歳以上）	妻 （夫が死亡）
夫	子	夫	子	妻	子		
※1	※2		※2	※3	※2		※4

※1 55歳未満の夫には遺族厚生年金の受給権が発生しない

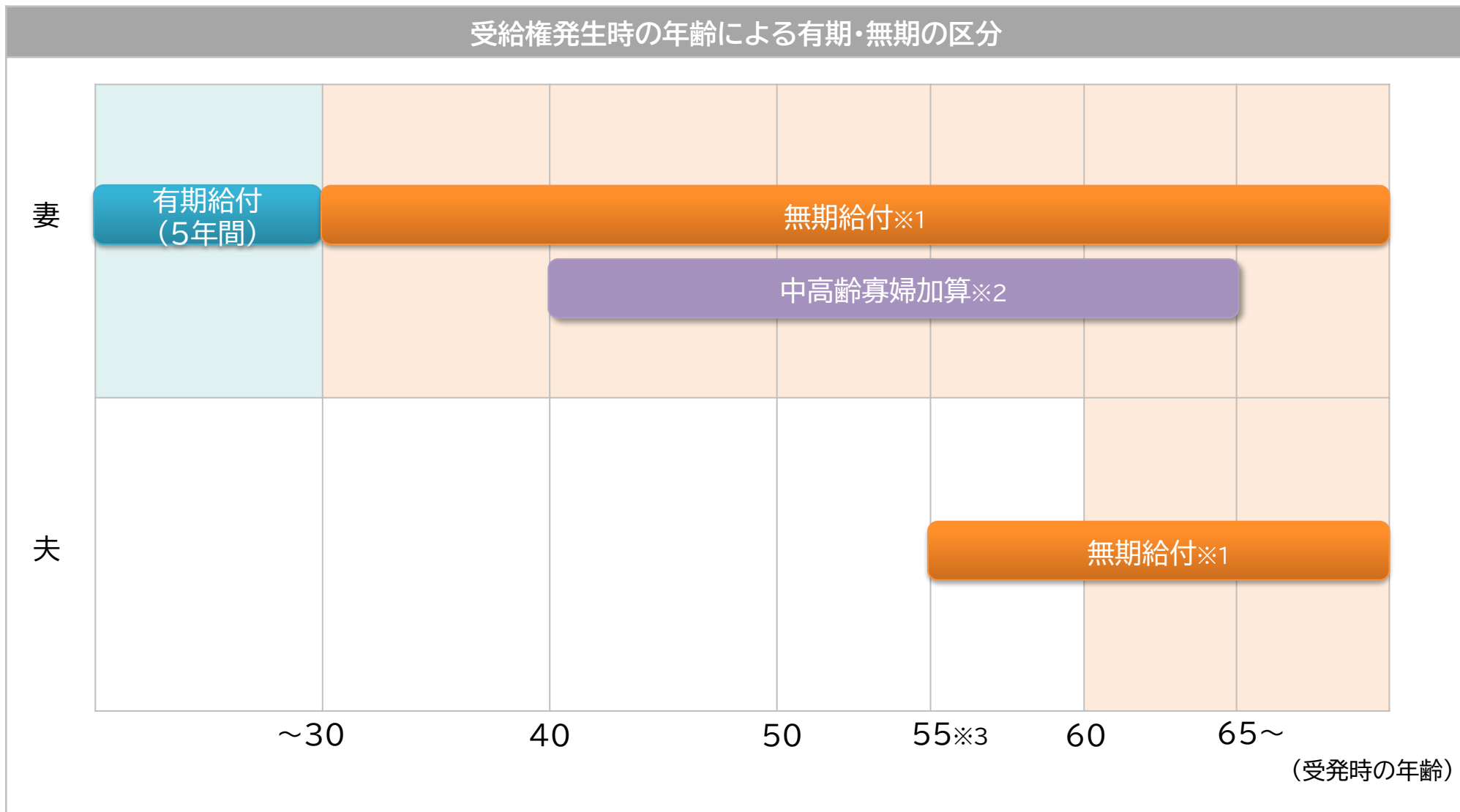
※2 破線の年金については、受給権が発生した上で先順位者が受給していることによる支給停止。

※3 妻に対する遺族厚生年金は、

- ・ 子のいる場合、30歳前に遺族基礎年金の受給権を失った場合、その日から5年で失権。
- ・ 子のいない場合、夫の死亡時に30歳未満であった場合には、5年で失権。

※4 中高齢寡婦加算は遺族厚生年金の受給権を取得した当時、40～64歳の子のない妻、又は40歳到達時点で遺族基礎年金の受給権を有していたが、子が18歳到達年度の末日に達した（1級・2級の障害の状態にある子が20歳に達した）等の理由で、遺族基礎年金の受給権を失った65歳未満の妻に支給される。

(参考) 子のない配偶者に対する現行の遺族厚生年金の支給イメージ



※1 再婚等の事情により失権する場合がある。

※2 40歳時点で子がいるため遺族基礎年金を受給していた妻は、子が一定の年齢となり遺族基礎年金を受給できなくなったときから加算される。

※3 夫は55歳から59歳までは支給停止。ただし、遺族基礎年金の受給権を有する場合は、支給停止は行わない。

《生計維持要件の基準》

- 昭和60年改正において、全国民共通の基礎年金を導入するに当たり、各制度で異なっている支給要件を統一するという観点から、各年金制度共通の生計維持要件を設定することとされた。

＜昭和60年改正における認定基準の概要＞

- ・ 「年収600万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」を生計維持関係にあると整理。

＜考え方＞

- ・ 遺族年金の生計維持要件は、法律上の権利発生要件（※）とされており、年金を受ける者と受けない者の差が非常に大きなものとなるので、通常の所得制限のような支給停止と同様の考え方を採るわけにはいかなかった。
（※）権利発生要件：保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件であり、受給権が発生しなかった場合は、その後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり、支給が開始される性質のものではない。
 - ・ 死亡した配偶者の収入に関わりなく「生計を維持されていた」という要件に当たらないというためには、社会通念上著しく高額の収入があるもの、すなわち、通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%に当たる年収を基準として採用した。
- 平成6年改正において、厚生年金の報酬月額の上位約10%に当たる者の変動に合わせて収入額を600万円から850万円に改定した。

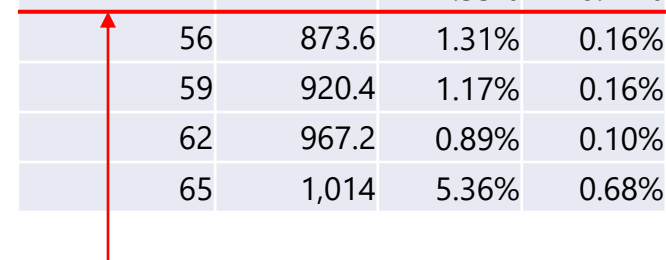
《生計維持の認定事務》

- 裁定請求時に850万円未満の収入額を証明するものとして次のものを添付してもらうことによって認定を行う。
 - ・ 前年又は前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を証明することができる書類など
 - ・ 被用者保険の保険証（被扶養者のみ）、国民年金の第3号被保険者認定通知書、国民年金免除該当通知書など
- 前年の収入では850万円以上だが、近い将来（おおむね5年以内）において定年等の事情により収入が下がることが確実と認められる者については、その事情の証明書類（定年が明記された就業規則など）によって認定する。
 - ※ 5年以内に定年退職を迎える者のほか、収入が毎年変動する者や収入が死亡者に強く依存していた者（例えば、弁護士・医師等の有資格者の元で働いている場合等）などについては収入が下がると認められる。
 - ※ 死亡時に生計維持要件を満たしているかの判断を行うため、認定後5年以内に収入が850万円以上となったとしても、遺族年金の支給停止は行われぬ。

標準報酬月額分布（男女別）

- 遺族年金制度における「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。
- 「年収850万円」は、厚生年金の標準報酬月額の上位約10%に当たる者である。
- 男女別の標準報酬月額分布を見ると、年収850万円を超える者のほとんどは男性であることが分かる。

(万円)		(万円)		(万円)		(万円)		(万円)		(万円)	
標準報酬月額	年収ベース	男性	女性	標準報酬月額	年収ベース	男性	女性	標準報酬月額	年収ベース	男性	女性
8.8	137.28	0.37%	0.29%	18	280.8	1.00%	2.03%	38	592.8	3.32%	0.88%
9.8	152.88	0.29%	0.26%	19	296.4	1.04%	2.04%	41	639.6	3.65%	0.85%
10.4	162.24	0.05%	0.15%	20	312	2.27%	3.35%	44	686.4	2.89%	0.56%
11	171.6	0.09%	0.25%	22	343.2	3.07%	4.00%	47	733.2	2.30%	0.39%
11.8	184.08	0.17%	0.42%	24	374.4	3.49%	3.57%	50	780	2.17%	0.37%
12.6	196.56	0.16%	0.52%	26	405.6	4.03%	3.18%	53	826.8	1.55%	0.21%
13.4	209.04	0.22%	0.69%	28	436.8	3.82%	2.45%	56	873.6	1.31%	0.16%
14.2	221.52	0.28%	0.90%	30	468	4.06%	2.09%	59	920.4	1.17%	0.16%
15	234	0.60%	1.39%	32	499.2	3.50%	1.49%	62	967.2	0.89%	0.10%
16	249.6	0.62%	1.68%	34	530.4	3.20%	1.16%	65	1,014	5.36%	0.68%
17	265.2	0.76%	1.84%	36	561.6	3.16%	0.98%				



年収850万円ライン

注. 男子には船員・坑内員含む。

(出所) 厚生労働省「令和3年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」

＜遺族基礎年金＞ ※国民年金総額：約902億円

	受給権者数 (人)	受給者数 (人)	受給者・平均年金月額 (円)
夫	15,417	15,223	91,797
妻	60,791	60,639	91,089
子	132,195	6,443	54,206
計	208,403	82,305	88,333

＜遺族厚生年金＞ ※厚生年金総額：約5.6兆円（1号厚年のみ）

	受給権者数 (人)	受給者数 (人)	受給者・平均年金月額 (円)
夫	161,603	94,708	17,890
妻	5,777,689	5,589,940	83,175
子	96,795	24,095	71,341
その他	83,156	51,788	26,207
計	6,119,243	5,760,531	81,540

(注)数字はいずれも令和4年度末時点。年金額は、子の加算額を含む。子の遺族基礎年金額が低いのは、受給者となる子の人数が複数いるため。
(出所)厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和4年度)

遺族年金受給者（65歳未満）の就業状況①

第6回社会保障審議会年金部会
2023年7月28日

資料
1

- 60歳未満の遺族年金受給者については、概ね8割の者が就業している。一方で、仕事の内容別に見ると、「パート（常勤）」の形態が多く(55.2%)、また、年間収入も6割程度の者が200万円未満となっている。

＜遺族年金受給者(65歳未満)の就業率＞

	65歳未満計	～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
計	74.2%	81.9%	80.7%	86.7%	87.0%	85.0%	83.3%	78.1%	64.7%
厚生年金と基礎年金の両方(夫)	89.6%	・	・	・	・	・	・	91.7%	87.7%
基礎年金のみ(夫)	95.9%	93.4%	92.1%	97.9%	97.8%	97.2%	95.5%	88.5%	87.5%
厚生年金のみ(夫)	87.3%	・	・	・	・	・	・	・	87.3%
厚生年金と基礎年金の両方(妻)	83.2%	81.5%	77.6%	84.6%	84.3%	83.9%	84.1%	76.4%	62.3%
基礎年金のみ(妻)	87.6%	73.9%	81.5%	85.3%	87.9%	88.1%	88.7%	89.2%	81.8%
厚生年金のみ(妻)	71.2%	・	81.2%	83.8%	85.6%	82.0%	82.0%	77.9%	63.3%
有期年金(別掲)	85.6%	87.1%	84.4%	・	・	・	・	・	・

＜遺族年金受給者のうち就業している者 仕事の内容別の構成割合＞

	計	正規職員(常勤)	パート(常勤)	臨時	役員	自営業	その他	不詳
計	100.0%	28.1%	55.2%	4.0%	2.8%	5.3%	3.5%	1.2%
厚生年金と基礎年金の両方(夫)	100.0%	56.1%	23.9%	1.9%	3.8%	12.8%	X	0.9%
基礎年金のみ(夫)	100.0%	77.2%	5.1%	0.7%	4.2%	11.4%	0.6%	0.8%
厚生年金のみ(夫)	100.0%	36.5%	38.0%	2.6%	5.9%	13.9%	2.4%	0.5%
厚生年金と基礎年金の両方(妻)	100.0%	37.5%	49.9%	2.8%	2.3%	4.1%	2.4%	1.0%
基礎年金のみ(妻)	100.0%	41.4%	45.1%	2.4%	0.7%	6.6%	2.3%	1.5%
厚生年金のみ(妻)	100.0%	23.2%	59.7%	4.4%	2.7%	4.8%	4.0%	1.2%
有期年金(別掲)	100.0%	57.7%	27.4%	4.0%	X	5.0%	4.0%	X

＜遺族年金受給者のうち就業している者 本人の労働による年間収入別の構成割合＞

	計	～100万円	100～200万円	200～300万円	300～500万円	500～850万円	850万円～	不詳
計	100.0%	25.7%	33.5%	19.6%	14.6%	5.6%	0.4%	0.7%
厚生年金と基礎年金の両方(夫)	100.0%	7.8%	10.6%	19.4%	34.2%	21.3%	6.4%	X
基礎年金のみ(夫)	100.0%	2.9%	5.7%	13.7%	40.8%	34.6%	1.9%	0.5%
厚生年金のみ(夫)	100.0%	7.5%	13.6%	23.2%	35.2%	17.0%	2.4%	1.0%
厚生年金と基礎年金の両方(妻)	100.0%	23.6%	32.9%	21.9%	14.4%	5.8%	0.5%	0.9%
基礎年金のみ(妻)	100.0%	20.5%	32.5%	19.8%	16.2%	9.8%	0.5%	0.7%
厚生年金のみ(妻)	100.0%	28.0%	35.7%	19.4%	12.5%	3.5%	0.2%	0.6%
有期年金(別掲)	100.0%	25.1%	21.4%	26.7%	23.8%	—	X	X

(注)表中「—」は計数のない場合、「・」は統計項目のありえない場合、「X」は個々の受給者の秘密保護の観点で数値を秘匿した場合を表す。「有期年金」とは、遺族厚生年金の受給者のうち5年間の有期給付の対象者を表す。
(出所)厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(令和3年)(遺族年金受給者(65歳未満)の就業率は特別集計)

遺族年金受給者（65歳未満）の就業状況②

- 遺族年金受給者のうち働いていない者の理由については、「働く場がない」・「育児・病気等により働くことができない」といった**非自発的な理由が7割程度**を占めている。
- 理由別に見ると20～30代は「育児」、40代以降は「病気・その他」の割合が多い。

＜遺族年金受給者が働いていない理由別 構成割合＞

合計7割程度

	人数 (千人)	計	働く場がない	働く必要がない (遺族年金)	働く必要がない (遺族年金以外)	働くことができない (育児)	働くことができない (病気・その他の理由)	その他	不詳
年齢計 (生年)	105.2	100.0%	20.7%	8.0%	5.5%	2.7%	46.7%	13.7%	2.7%
～29歳 (1992年～)	0.13	100.0%	18.5%	X	4.2%	37.7%	20.5%	14.4%	X
30～34歳 (1987年～1991年)	0.45	100.0%	13.3%	4.4%	2.2%	40.0%	20.0%	17.8%	2.2%
35～39歳 (1982年～1986年)	0.98	100.0%	14.3%	2.0%	4.1%	34.7%	30.6%	11.2%	3.1%
40～44歳 (1977年～1981年)	2.19	100.0%	20.1%	1.8%	4.1%	15.1%	40.6%	11.9%	6.4%
45～49歳 (1972年～1976年)	5.48	100.0%	19.2%	5.3%	3.3%	8.0%	45.1%	16.2%	2.9%
50～54歳 (1967年～1971年)	10.56	100.0%	16.1%	4.8%	5.5%	2.6%	51.8%	15.4%	3.8%
55～59歳 (1962年～1966年)	21.94	100.0%	12.1%	4.3%	3.7%	0.3%	63.2%	13.8%	2.6%
60～64歳 (1957年～1961年)	63.62	100.0%	24.7%	10.4%	6.4%	1.8%	41.0%	13.2%	2.5%

(注1)表中「X」は個々の受給者の秘密保護の観点で数値を秘匿した場合を表す。

(注2)表側の年齢は令和3年11月1日時点のものであり、括弧内の生年は、例えば30～34歳の場合、正確には1986年11月～1991年10月となる。

(出所)厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(令和3年)

遺族年金受給者（65歳未満）の就業状況③（遺族厚生年金のみ・妻）

第6回社会保障審議会年金部会
2023年7月28日

資料
1

- 遺族厚生年金のみの受給者(65歳未満・妻)のうち被保険者の死亡前に就業していた者は、多数が引き続き就労している。
- 一方、被保険者の死亡前に仕事のない者については、45歳を超えると、無職のままとなっている者が、就職した者の割合を上回る。
- 被保険者の死亡に伴う就業状況の変化をみると、60歳未満の7割から8割が就業している。

＜被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別 構成割合(遺族厚生年金のみ(妻))＞

被保険者死亡時の受給者年齢	計	被保険者死亡前に仕事あり					被保険者死亡前に仕事なし				不詳	「転職した」「仕事を変えていない」「就職した」の合計
		計	転職した	仕事を変えていない	辞職した	不詳	計	就職した	無職のまま	不詳		
年齢計	100.0%	74.2%	19.9%	46.2%	4.6%	3.4%	25.0%	8.3%	10.5%	6.2%	0.9%	74.4%
～24歳	100.0%	34.9%	22.1%	9.3%	3.5%	2.3%	61.6%	47.7%	2.3%	11.6%	1.2%	79.1%
25～29歳	100.0%	48.9%	29.4%	16.3%	2.2%	1.2%	50.7%	30.0%	7.0%	13.7%	0.6%	75.7%
30～34歳	100.0%	53.0%	23.6%	20.2%	1.5%	7.6%	46.7%	28.5%	5.0%	13.2%	0.3%	72.3%
35～39歳	100.0%	67.4%	27.3%	32.9%	3.4%	3.7%	32.3%	21.8%	5.7%	4.9%	0.3%	82.0%
40～44歳	100.0%	78.6%	35.1%	35.7%	2.7%	5.0%	20.9%	12.0%	5.0%	3.9%	0.5%	82.8%
45～49歳	100.0%	77.7%	24.1%	44.5%	4.4%	4.7%	22.1%	7.8%	8.3%	6.0%	0.2%	76.4%
50～54歳	100.0%	76.7%	16.8%	51.8%	5.8%	2.2%	22.2%	4.9%	10.7%	6.6%	1.2%	73.5%
55～59歳	100.0%	77.3%	12.6%	57.2%	5.0%	2.5%	21.2%	1.0%	14.5%	5.7%	1.5%	70.8%
60～64歳	100.0%	67.0%	1.4%	56.9%	7.0%	1.6%	31.6%	2.7%	21.8%	7.0%	1.4%	61.0%

＜被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別 構成割合(有期年金(別掲))＞

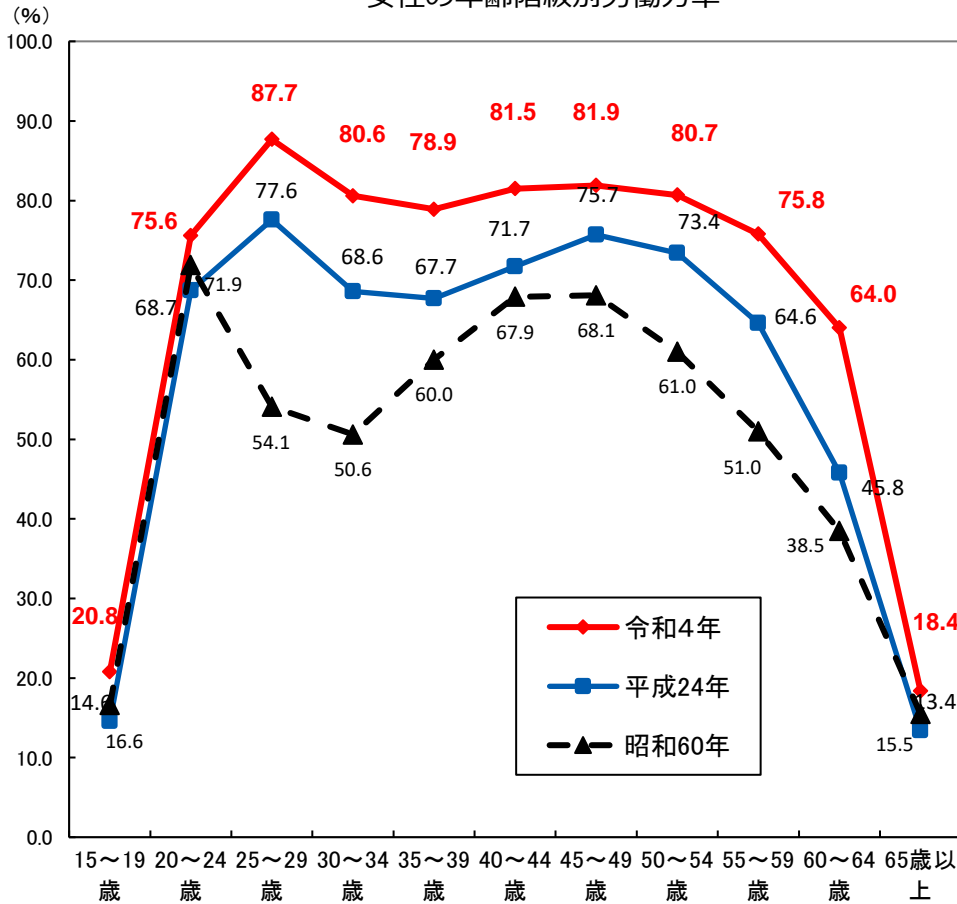
被保険者死亡時の受給者年齢	計	被保険者死亡前に仕事あり					被保険者死亡前に仕事なし				不詳	
		計	転職した	仕事を変えていない	辞職した	不詳	計	就職した	無職のまま	不詳		
年齢計	100.0%	84.7%	33.6%	38.9%	8.5%	3.7%	x	6.0%	5.1%	x	x	78.5%
～24歳	100.0%	86.8%	51.1%	x	x	x	x	—	x	—	x	
25～29歳	100.0%	84.4%	31.1%	x	x	x	x	6.9%	x	x	—	

(注)表中「—」は計数のない場合、「X」は個々の受給者の秘密保護の観点で数値を秘匿した場合を表す。「有期年金」とは、遺族厚生年金の受給者のうち5年間の有期給付の対象者を表す。
(出所)厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(令和3年)より作成

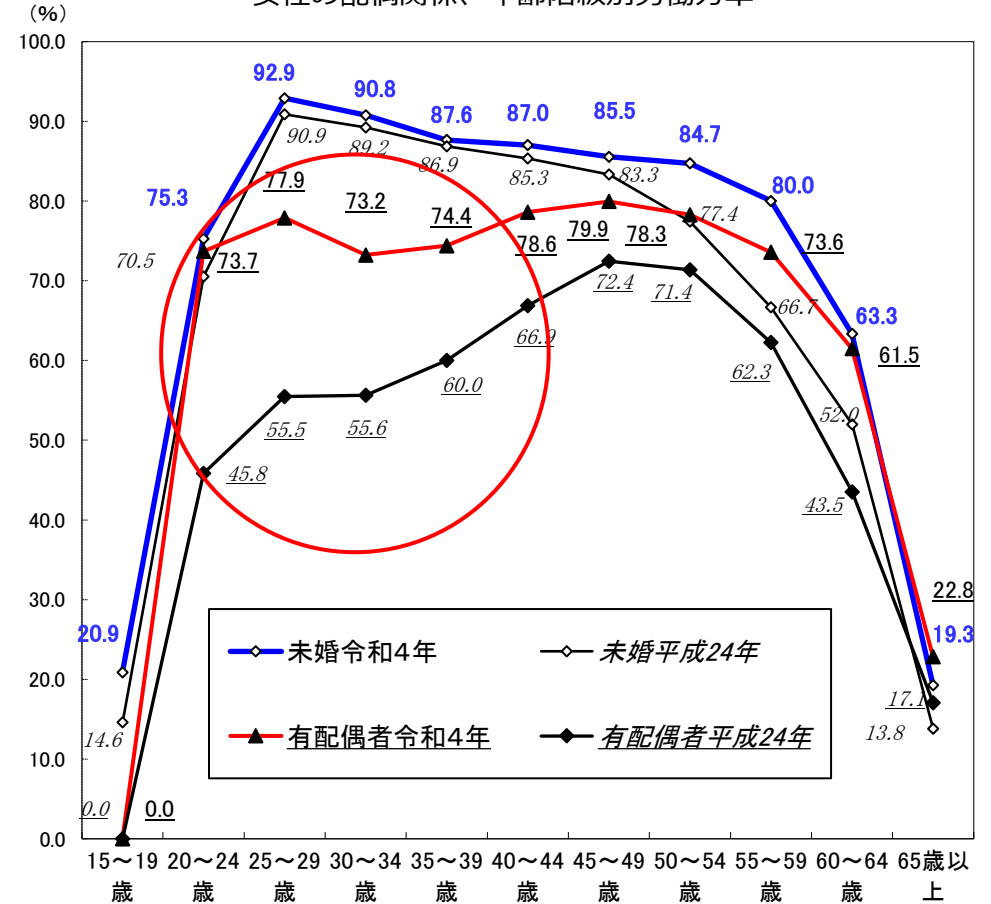
女性の労働力率の変化（全体と配偶関係別）

- 女性の年齢階級別の労働力率はM字型を描いていたが、台形型に近づきつつある。
- 10年前と比べると全ての年齢階級で労働力率は上昇している。
- 10年前と比べると、有配偶者の「20～24歳」、「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」、「40～44歳」の上昇幅が大きい。

女性の年齢階級別労働力率



女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



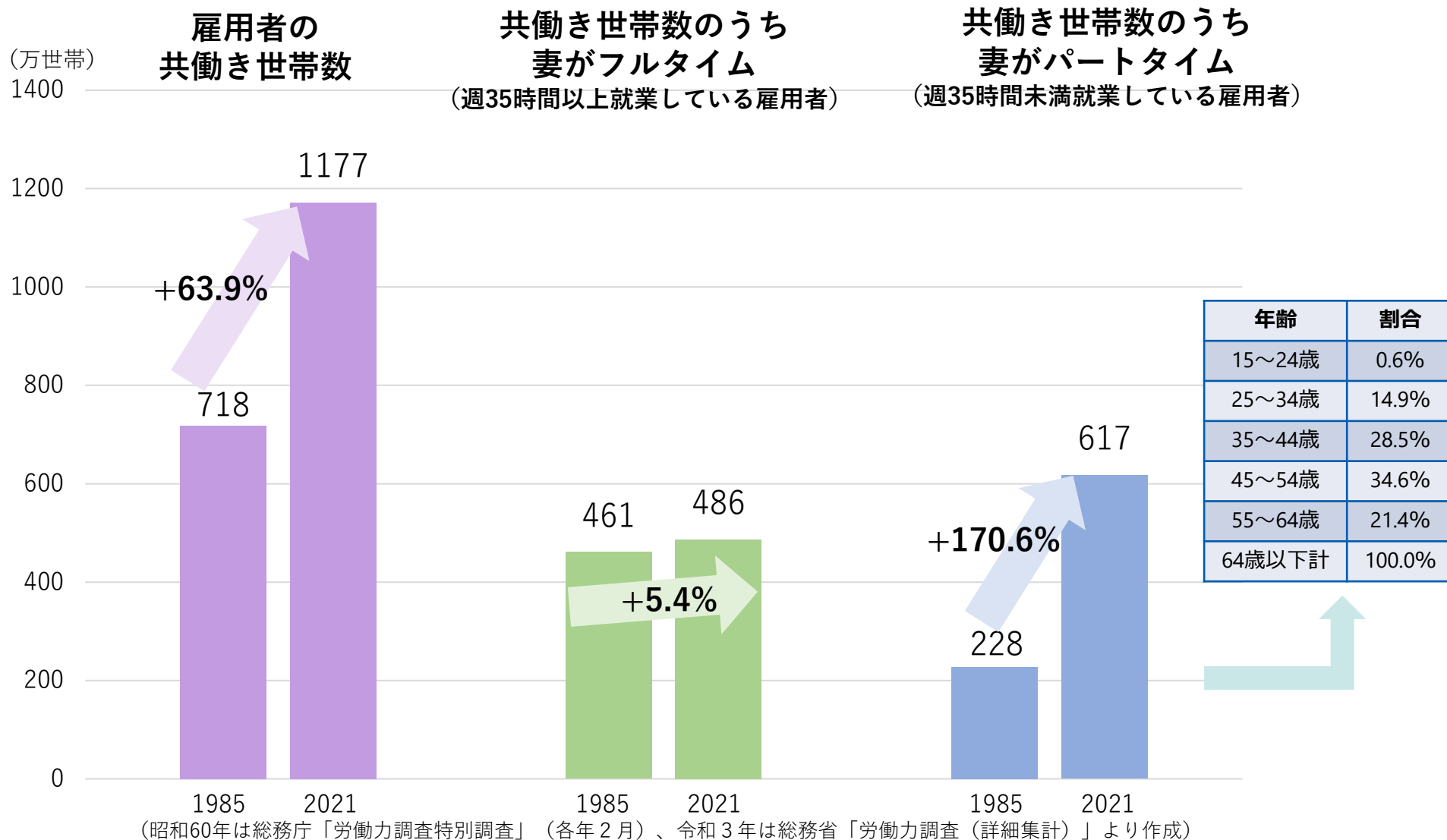
(出所) 総務省「労働力調査」

昭和60（1985）年と令和3（2021）年の比較（雇用者の共働き世帯数（妻が64歳以下の世帯））

第6回社会保障審議会年金部会
2023年7月28日

資料
1

- 共働き世帯数の増加の大部分は、妻がパートの共働き世帯数の増加によるもの。妻がフルタイムの共働き世帯数は横ばい。



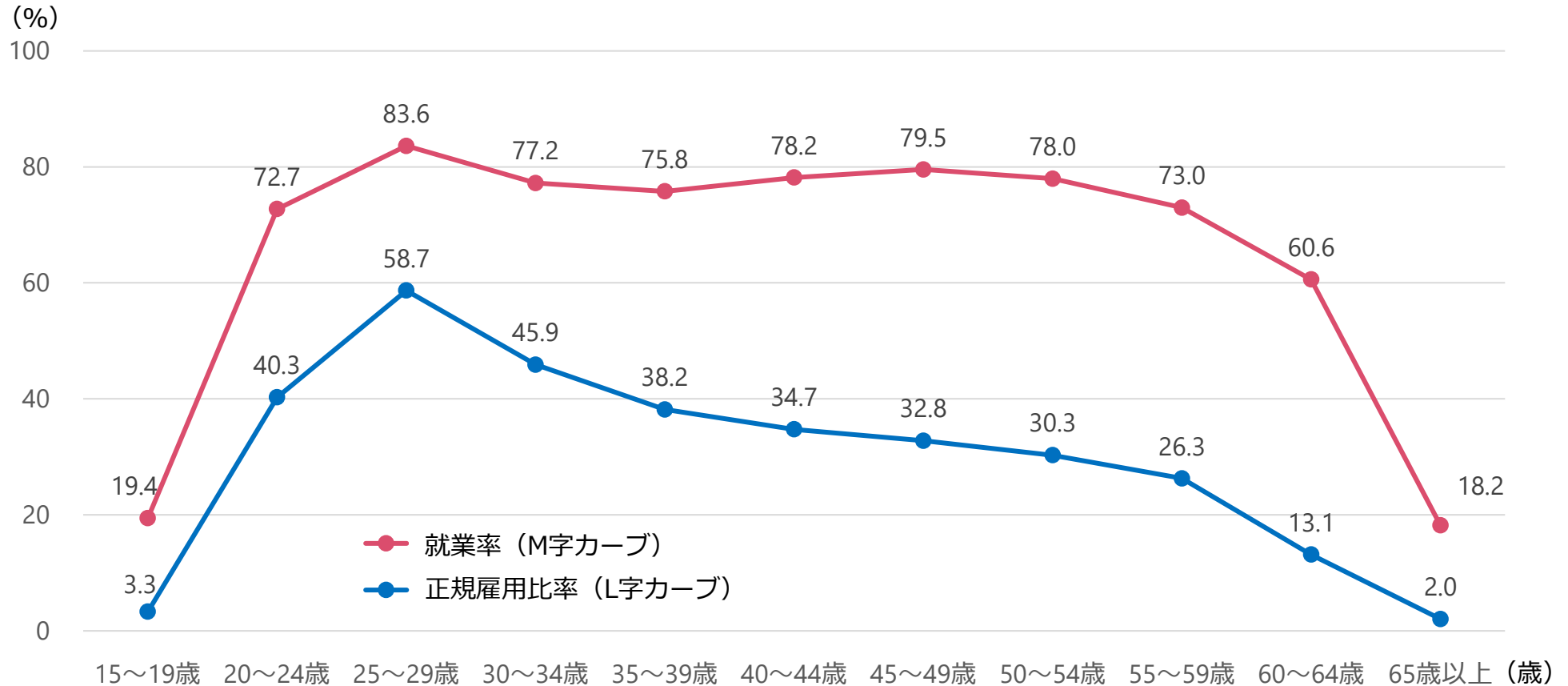
(出所) 内閣府男女共同参画会議 第12回計画実行・監視専門調査会資料(令和4年3月2日)をもとに厚生労働省において一部修正

女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）（令和3（2021）年）

第6回社会保障審議会年金部会
2023年7月28日

資料
1

○ 30歳以降の年齢層において正規雇用比率が減少している（L字カーブ）。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 就業率は、「就業者」／「15歳以上人口」×100。
3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」／「15歳以上人口」×100。

(出所) 男女共同参画白書 令和4年版

- 既婚女性のうち非労働力人口が3割弱いる。
- 既婚女性就業者のうち雇用の5割強は非正規。

〈既婚女性就業者の従業地位別構成比〉 ※右図の就業者（73.9%）の構成比

(単位：%)

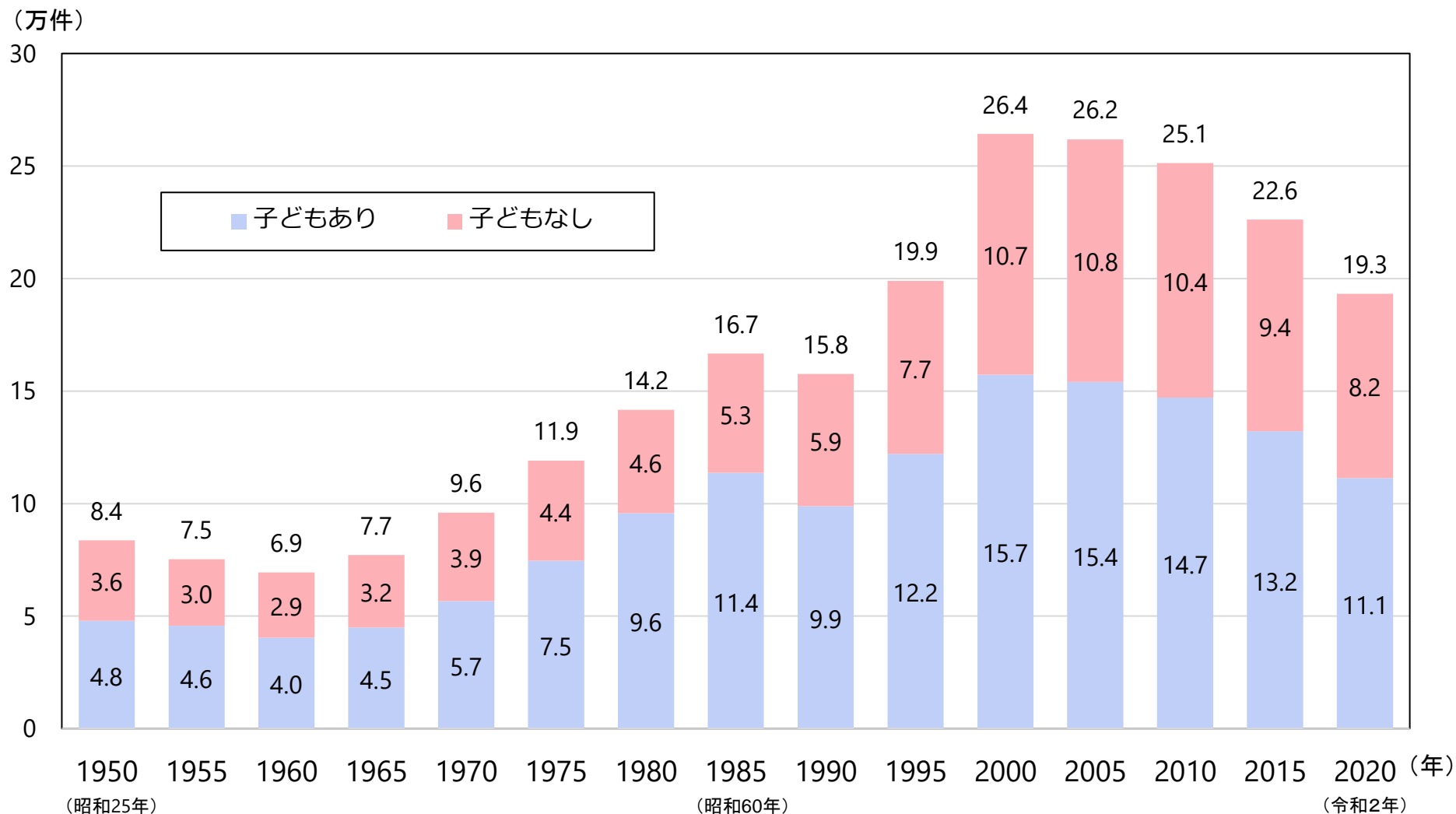
		15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	15～ 64歳	
自営業等	自営業主	-	0.0%	0.1%	0.3%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	3.5%	
	家族従業者	-	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	3.1%	
雇 用 者	役員	-	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	2.7%	
	正規の職員・従業員	0.0%	0.5%	3.4%	4.9%	5.3%	5.7%	6.2%	5.5%	4.2%	2.2%	38.1%	
	非 正 規	パート	-	0.1%	1.0%	2.3%	4.0%	5.8%	7.4%	7.5%	6.2%	5.2%	39.5%
		アルバイト	0.0%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	3.7%
		労働者派遣事業所の派遣社員	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.3%	0.1%	2.7%
		契約社員	-	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	4.0%
		嘱託	-	-	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	1.4%
		その他	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	1.1%
従業上の地位不詳	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	
就業者 計		0.0%	0.9%	5.3%	8.6%	11.6%	14.4%	17.3%	16.9%	14.0%	11.2%	100.0%	

〈既婚女性の就業実態〉

15～64歳人口	100%
労働力人口	74.9%
就業者	73.9%
完全失業者	1.0%
非労働力人口	25.0%
通学	0.1%
家事	23.7%
その他	1.2%
就業状態不詳	0.0%

(単位：%)

- 昭和の時代に比べて「子どもあり」世帯の離婚が増えている。
- 2020年の離婚件数19.3万件のうち、「子どもあり」は11.1万件、「子どもなし」は8.2万件。



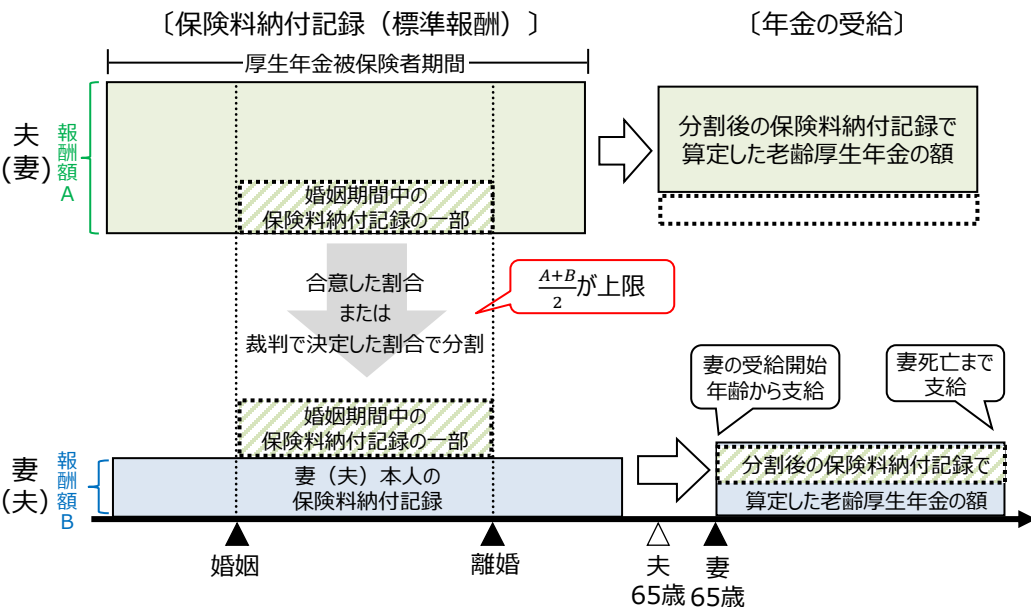
(参考) 離婚時の年金分割制度

- 離婚時の年金分割は、婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録（標準報酬）を分割する制度。年金分割が行われた場合、分割後の標準報酬で算定した厚生年金を受給開始年齢から受け取ることとなる。
- 離婚時の年金分割の請求には、原則離婚から2年の請求期限が設けられている。
- 分割は厚生年金（報酬比例部分）の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。

合意による分割（離婚分割）

- 離婚当事者双方からの請求により、双方が合意した分割割合で保険料納付記録を分割。
- 分割割合について合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、**裁判所が分割割合を定めることができる。**
- 分割割合（婚姻期間に係る離婚当事者の保険料納付記録の合計に対する、分割を受ける者の分割後の婚姻期間に係る保険料納付記録の合計の割合）は**5割が上限**。

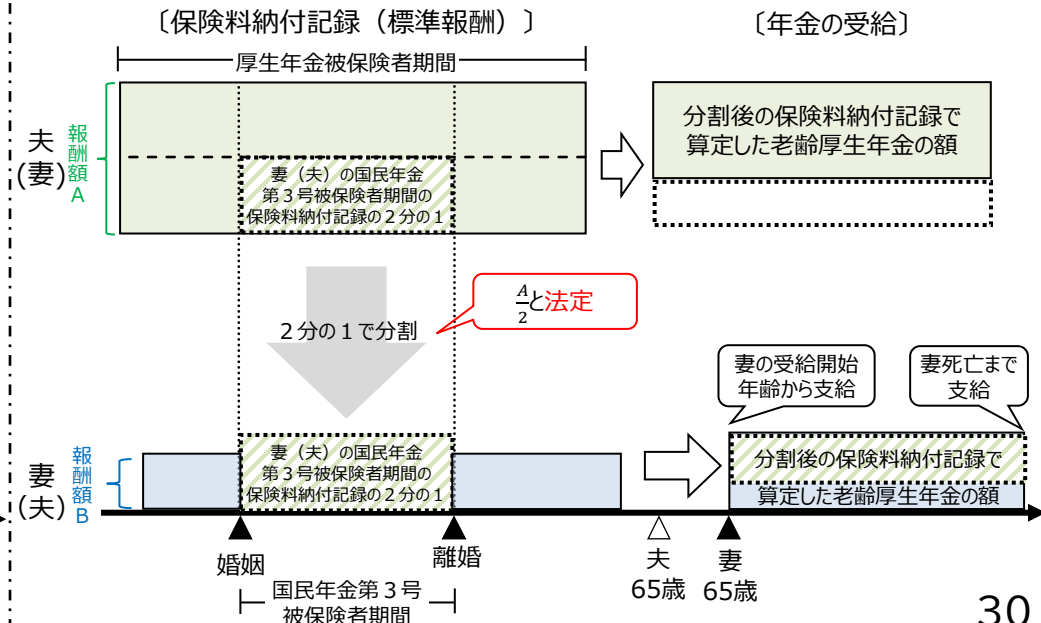
<イメージ図>



被扶養配偶者からの請求による分割（3号分割）

- 国民年金第3号被保険者※であった者からの請求により、相手方の保険料納付記録を分割。
 - 分割の割合は**2分の1（法定）**。
 - 当事者間の合意や裁判所の決定がなくても、国民年金第3号被保険者であった者（主に妻）は**単独で請求を行うことができる。**
- ※ 厚生年金保険被保険者（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の者。

<イメージ図>



先進諸国における遺族年金制度について

		アメリカ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
給付の種類及び 給付対象者		<p>高齢の寡婦（夫）年金 ・10年以上保険料拠出歴のある者の60歳以上の遺族配偶者</p> <p>障害のある寡婦（夫）年金 ・50歳以上60歳未満で障害のある遺族配偶者</p>	<p>遺族支援手当 ・老齢年金支給開始年齢前の遺族配偶者等</p>	<p>大寡婦（夫）年金 次のいずれかに該当する寡婦（夫） ・45歳以上（47歳へ引き上げ中） ・稼得能力の減退がある ・18歳未満又は障害がある子がある</p> <p>小寡婦（夫）年金 ・大寡婦（夫）年金に該当しない寡婦（夫）</p>	<p>振替年金 ・55歳以上の寡婦（夫）</p> <p>寡婦（夫）手当 ・55歳未満の寡婦（夫）</p>	<p>一般調整年金 65歳未満で次のいずれかに該当する寡婦（夫） ・死亡した配偶者と最低5年間同居 ・18歳未満の同居する子がある</p> <p>最低保証年金（税財源） ※一般調整年金受給者のうち、支給額が居住期間に基づき算定された最低保障額に満たない者に対して支給。</p>	<p>遺族基礎年金 ・子（18歳到達年度末までの間にあるか又は20歳未満で障害がある子）のある寡婦（夫）又は子</p> <p>遺族厚生年金 ・寡婦（夫）、子、父母、孫又は祖父母 ※子と孫は18歳到達年度末までの間にあるか又は20歳未満で障害がある者 ※寡夫、父母、祖父母は、死亡者の死亡時点で55歳以上であること</p>
収入要件		就労収入に応じて減額	なし	所得（※）に応じて減額 ※本人の老齢年金を含む。	所得（※）に応じて減額 ※本人の老齢年金及び遺族年金を含む。	なし	被保険者の死亡時点でその者によって生計維持されており、遺族の年収850万以下であること
子を養育する遺族配偶者に対する遺族給付		年齢要件を満たさなくとも、死亡一時金ではなく遺族年金の支給対象となる。	<p>有期給付 最長18ヶ月間 月額 £ 350 (≒52,850円) + 一時金 (£ 3,500 (≒528,500円))</p>	支給期間が延長され、年金額も増額される。 (大寡婦（夫）年金の支給対象となる。)。また、3歳までの子の養育経験に応じた加算が付く。	<p>【振替年金】 支給額が増額される。</p> <p>【寡婦（夫）手当】 加算なし</p>	<p>有期給付 12ヶ月間 死亡した配偶者の所得比例年金見込額の55%</p> <p>※一般調整年金の支給終了時点における子の状況により、支給期間が延長される。</p>	遺族基礎年金・遺族厚生年金
子を養育しない遺族配偶者に対する遺族給付	若齢の遺族 (20代・30代)	<p>【高齢の寡婦（夫）年金】 無期給付 ・死亡した配偶者の年金の100%</p> <p>【障害のある寡婦（夫）年金】 無期給付 ・死亡した配偶者の年金の71.5%</p>	<p>有期給付 最長18ヶ月間 月額 £ 100 (≒15,100円) + 一時金 (£ 2,500 (≒377,500円))</p>	<p>【大寡婦（夫）年金】 無期給付 ・45歳以上の場合死亡した配偶者が受給する年金の55%</p> <p>有期給付 ・稼得能力の減退がある場合は、その理由となっている障害等が回復するまで、18歳未満の子がある場合は、その子どもが18歳になるまで、死亡した配偶者が受給する年金の55%</p> <p>【小寡婦（夫）年金】 有期給付 24ヶ月間 死亡した配偶者が受給する年金の25%</p>	<p>【振替年金】 無期給付 死亡した配偶者が受給する老齢年金の54% (下限補償額あり)</p> <p>【寡婦（夫）手当】 有期給付 最長24ヶ月間 月額602.73€ (≒81,971円)</p>	<p>有期給付 12ヶ月間 死亡した配偶者の所得比例年金見込額の55%</p>	遺族厚生年金 ・女性のみ給付。30歳以上は無期給付。30歳未満の場合、5年間の有期給付。
	中高齢の遺族 (40代以上)						遺族厚生年金 ・男性は55歳から。40歳以上の女性には中高齢寡婦加算が付く。
自らの老齢年金との関係		併給可能・調整あり (遺族年金が本人の老齢年金額より高い場合のみ遺族年金が支給され、支給額は老齢年金との差額)	併給不可 (老齢年金支給開始年齢以降の遺族配偶者等は支給対象外)	併給可能・調整あり (老齢年金を含めて大寡婦（夫）年金額を調整)	併給可能・調整あり (老齢年金を含めて遺族年金額を調整)	併給可能・調整なし (ただし、遺族年金は受給者が65歳になると支給終了)	併給可能・調整あり (遺族年金が本人の老齢年金額より高い場合のみ遺族年金が支給され、支給額は老齢年金との差額)

性格の種類	主な対象	概要
①遺族の生活変化に対する一時的支援	・現役期遺族	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀費用や住替え費用を始めとした金銭的支出、(再)就職や転職などの生活の立て直しを図るための準備期間に対する一時的な支援。 ・イギリス：遺族支援手当 ・ドイツ：小寡婦(夫)年金 ・スウェーデン：一般調整年金 ・フランス：寡婦(夫)手当 ・アメリカ：死亡一時金
②現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障	<ul style="list-style-type: none"> ・子あり配偶者 ・遺児 ・中高齢遺族 	<ul style="list-style-type: none"> ・失われた収入の代替。 ・特に、遺族に子がいる場合には、養育費がかかり、また、就労が相対的に難しいこと、子がいない場合も、遺族が中高齢である場合は就労が難しいことを考慮。 (子向け) ・ドイツ：大寡婦(夫)年金 (中高齢向け) ・ドイツ：大寡婦(夫)年金 ・スウェーデン：延長調整年金 ・フランス：振替年金 ・アメリカ：遺児を養育する親年金 ・アメリカ：高齢の寡婦(夫)年金
③老齢年金の代替・補足(高齢遺族の所得保障)	・高齢遺族(主に女性)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢遺族の所得保障。 ・遺族配偶者が高齢の場合、それまでの就労状況等を反映して、本人が老齢年金を受給できないあるいは老齢年金額が低くなることもあり、特に女性においてその傾向が強いことを考慮。 ・フランス：振替年金 ・ドイツ：大寡婦(夫)年金 ・アメリカ：高齢の寡婦(夫)年金
④死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承	・遺族	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産相続的な観点又は死亡した被保険者の保険料拠出に貢献したことの対価という観点から、被保険者の受給していた(又は受給するはずであった)年金の一部を遺族に支給。 ・フランス：振替年金

※我が国の遺族年金は、遺族基礎年金が②、遺族厚生年金が②と③(一部①)の性格を併せ持ったものとなっている。

①一時的な支援

- 先進諸国では①の給付を重視しており、就労意欲を促進する観点から、子のない遺族配偶者への給付を有期化したり、一時的支援の必要性から、若年・中年の遺族配偶者への有期給付を導入している。
- イギリス：遺族支援手当（一時金と有期給付）への一本化
- フランス：若年・中年に対する寡婦（夫）手当の創設

②中長期的な所得保障

- 遺族配偶者に子がいる場合や、遺族配偶者が中高齢の場合は、②としての役割は依然として大きい。
- 無期給付である一方、所得額に応じた支給額の減額や支給停止が行われることが多い。
- スウェーデン、ドイツ、フランス、アメリカ（イギリス以外の国）

③老齢年金の代替・補足

- 女性の労働力率の向上、老齢年金の水準向上、財政的要請に伴い、③としての遺族年金は見直されているところ。
- ドイツ：高齢遺族に対する遺族年金の給付水準の引下げ
- イギリス：遺族配偶者が老齢年金受給後の遺族年金廃止
- スウェーデン：遺族配偶者が65歳到達後の遺族年金廃止

④年金受給権の遺族への継承

- 死亡した者に経済的に依存していた遺族に対する所得保障という性格が弱まり、男女を問わずに遺族年金を支給したり、離婚した元配偶者にも遺族年金を支給したりする仕組みを導入。
- フランス：振替年金
- アメリカ：高齢の寡婦（夫）年金

欧米諸国において遺族給付の支給要件における男女差が解消された年

第6回社会保障審議会年金部会
2023年7月28日

資料
1

- 欧米の事例を見ると、遺族給付の支給要件における男女差は、受給権が認められない男性遺族のみならず女性の保険料拠出者への差別的な取扱いであるとの理解の下、男女平等の理念に重きが置かれ、就労環境における男女差が残存する中で、遺族給付における男女差の解消が実現した。

フランス	米国	ドイツ	スウェーデン	英国
(1971年 ※)	1983年	1985年	1988年	1999年

※ フランスの振替年金においては、当初より支給要件に男女差は存在していなかったが、被扶養者であることが要件とされていたことで、実質的な支給対象者は専業主婦の妻となっていた。1971年に被扶養者要件に代えて所得要件が導入されたことで、実質的に夫も含めた遺族配偶者に対象が拡大されたため、同年の制度改正を男女差の解消と位置付けている。

これまでの年金部会における主なご意見（遺族年金）①

【遺族年金の基本的な在り方】

- ・ 遺族年金について、現在の家族類型や、共働きの一般化、働き方、就労期間の長期化、生活スタイル、健康寿命の延伸、労働人口の減少といった社会の変化に合わせて制度の見直しが必要。
- ・ 遺族厚生年金の遺族の範囲や要件の男女差等が今の時代に整合的かどうか、将来を見据えた検討が必要。
- ・ 女性の就業率が上昇し、共働きが一般化した今の時代に合った、男女差のない制度に変えつつ、働く意欲をそぐような仕組みについては、必要な見直しを行うべき。
- ・ 遺族年金や加給年金で、現状の制度を漫然と守れば、制度自身が女性の社会進出の障害になっていく。
- ・ 現在の遺族年金受給者の家計収入に占める年金収入の割合などを可能な限り調査し、実態を踏まえて議論すべき。

【経過措置の必要性】

- ・ 現行制度で生活をしている方への配慮が必要。遺族年金については、20年ぐらいかければ、現在の受給者に影響を与えることなく、将来の受給者に最適な制度に移行することができるため、時間軸の視点をもって改革を実現してほしい。
- ・ 遺族年金について次期改正で見直す場合、生年月日等で経過措置を設けることになると考えられるが、経過措置を考える際は、就労状況を出生コホート別に見ることが必要。

【遺族基礎年金の支給停止・子の加算】

- ・ 年金制度は、少しでも家族形成が容易になるよう設計する必要がある。具体的には、遺族基礎年金の受給権を有する18歳未満の子のある親とその子について、再婚による親の失権で子が支給停止とならないようにすべき。
- ・ 親の再婚や自分の養子関係は子に決定権がないため、子が親や周囲の大人の意向で権利を失うことがないとよい。
- ・ 再婚すると遺族年金が停止する制度は、遺族の再婚を阻害する要因になっている。
- ・ 母親の再婚後も父親の養育費が続く事例も踏まえ、子に対する遺族基礎年金について、支給継続してもよい。
- ・ 遺族基礎年金は18歳未満の子がいる間の給付であるので、親よりも子を優先させて、子に第一に受給権が発生し、親がその親権者として子の遺族基礎年金を正しく管理していく形にするのがよい。
- ・ 第三子以降の子の加算について、かつて参照していた制度（国家公務員の扶養手当）が変わっているが、年金制度では引き続き加算額を下げるというのが、現在も合理的なのか。

これまでの年金部会における主なご意見（遺族年金）②

【遺族厚生年金の有期化】

- ・ 遺族年金は原則として終身支給で女性の高齢期を支える重要な機能を果たしているが、高齢期を支える給付は本来老齢年金ではないか。遺族厚生年金は、男女ともに配偶者の死亡直後の激変に際して生活を保障するための給付として整理し、有期給付としてはどうか。
- ・ 遺族厚生年金は、配偶者の死亡後の激変緩和と、子供が未成年の間の給付という形に整理するのがよい。
- ・ 被保険者の死亡は、自活能力のある者にも一定の経済的影響を与えるので、特に配偶者に対しては、現役時でも、所得要件や年齢要件を課さず、一定の有期給付を行うことが望ましい。
- ・ 女性の就労の進展という社会的背景があり、これは長期的な所得保障のニーズを否定する状況となっているが、他方で、配偶者の死亡が、性別や就労の状況や所得にかかわらず、生活に大きな影響を与えるという男女共通のニーズがあるということに鑑みれば、現役期の無期の遺族厚生年金という従来の給付から、死亡により激変する生活を再度安定させるために、年齢要件や所得要件なしで生計同一要件のみの有期給付とすることが適当。
- ・ 子のない現役期の遺族厚生年金は、有期化の可能性を探っていく方向性がよい。例えば、平成16年改正では、夫の死亡時に30歳未満で子のない妻に対する遺族厚生年金は、原則5年の有期給付とされた。ただ、その後の就業が順調でない場合など、ライフスタイルや働き方によって、低額な老齢厚生年金となることも考えられる。有期化する場合には、現役期に死別した遺族配偶者の高齢期の保障についても別途検討が必要。65歳以降は、老齢厚生年金とそれまで支給停止等だった遺族厚生年金との差額支給も考えられる。
- ・ 長期要件に該当する65歳以上の老齢厚生年金受給者が亡くなった場合は、現行制度のままでよい。
- ・ 子供がいる場合には、正規雇用への転職が難しいなど、経済的影響の長期化が想定され、有期給付の延長なども考えられる。
- ・ 配偶者への遺族年金を有期化し、現行の支給停止・失権規定を全部なくし、所得制限もなくすべき。有期化すれば、家族形成に中立な制度に簡単に変えることができる。

これまでの年金部会における主なご意見（遺族年金）③

【遺族厚生年金の男女差】

- ・ 女性就業率の上昇や、夫婦共働き世帯の増大、家族の多様化を考えると、男女差の解消が大きなテーマになってくる。女性の就労率の高まりから、配偶者の死亡というリスクを捉え直し、稼働年齢層の遺族年金の位置づけを見直す必要。
- ・ 日本の労働市場には、現時点で男女の格差が残っているが、諸外国で男女平等の理念に重きを置いて遺族年金の男女差を解消した際よりも既に格差は小さく、男女差を解消できる段階にある。
- ・ 男女平等という理念からも、男女差の解消が求められる。特に、女性労働者の拠出した保険料が遺族年金に結びつきにくく、不利益に取り扱われているとも捉えられる。厚生年金に加入する女性が増えているので、こうした不利益の解消という観点からも、次の改正で男女差の解消が必要。
- ・ 男女差の解消方法として、妻については有期給付の対象期間を55歳まで延ばし、夫については、現在空白となっている55歳までの期間を有期給付で埋める形が考えられる。これにより、遺族厚生年金の有期給付は遺族の生活変化に対する一時的支援の役割を持つことになる。
- ・ 男女ともに一定年齢以上の人を無期給付の対象として男女差を解消する場合、その年齢は、例えば、20歳くらいで厚生年金に加入してから25年が経ち、受給権者としての長期要件を満たす年齢になる、50歳あるいは55歳くらいが考えられる。
- ・ 子のいない夫を現在の妻にそろえて、無期給付の対象にすることも考えられるが、女性の就労環境が厳しかった時代につくられた仕組みに男性を合わせることになり、時代に逆行することになる。
- ・ 遺族厚生年金の男女差は、社会の変化に対応した公平な制度とは言い難く、早期に解消すべき。男性のみに設けられた年齢要件の撤廃に向けて、段階的に女性への支給の在り方に近づけることを検討すべき。
- ・ 子がいる配偶者に対する遺族厚生年金の支給対象者について、現行制度では、遺族が妻であれば、妻に遺族厚生年金が支給される一方で、遺族が55歳未満の夫であれば、夫ではなく、子に遺族厚生年金が支給される。事実上、世帯単位で見れば、現行制度でも男女差はなくなっているが、子がいない配偶者に対する遺族厚生年金を見直すのであれば、このような場合も、子ではなく夫に遺族厚生年金が支給されるようにすべき。
- ・ 子がいる配偶者については、これまでどおり、子が一定年齢に達するまでは所得保障を行うべきだが、子がいない配偶者に対する遺族厚生年金の見直しをする場合は、子がいる配偶者について、その子が18歳年度末に到達して、年金法上は子がいない配偶者になった後の遺族厚生年金をどうするかも検討する必要がある。

これまでの年金部会における主なご意見（遺族年金）④

【遺族厚生年金の男女差（続き）】

- ・ 現状では、女性について所得保障ニーズが男性に比べて相対的に高いとしても、女性の就労が進展している社会背景を踏まえ、妻も将来的には、十分な経過措置をとった上で、年齢要件を課す方向で、夫に揃えることが考えられる。
- ・ 子のない現役期の者でも、中高齢の遺族配偶者には就業の難しさがある程度残るため、中高齢の一定年齢以上の者を無期給付とし、段階的に男女差を解消してはどうか。
- ・ 女性は高齢だと正社員に就きづらく、パートも賃金が低いことを踏まえると、ドラスティックな改正は難しく、遺族厚生年金を有期化する方向で見直す場合、現時点で中高年齢の女性については、これまでどおりの無期給付の対象にするなど、十分な経過措置を設けるべき。
- ・ 女性の低年金への対応として、離婚時年金分割を参考に、亡くなった者の年金記録を死亡時年金分割などの形で配偶者に分割し老齢年金の水準を高める形で、高齢期の所得保障を老齢年金が担うこととしてはどうか。
- ・ 保険料を共同で拠出しているという擬制に基づき、配偶者の死後で、かつ、遺族配偶者の老後に保険料負担分を回収するという発想に転換して、遺族年金を支給するという選択肢も考えられる。
- ・ 共働き世帯の厚生年金保険料は夫婦が共同して負担したものとみなされていることを踏まえ、遺族厚生年金を有期化した際の老後保障について、離別の場合と同様に、死亡した配偶者の標準報酬の記録分割の考え方を取り入れ、「死亡時分割」のような形で年金受給権につなげるべき。
- ・ 遺族厚生年金を有期化する場合、老後の所得保障の役割は老齢年金で担うのが望ましいことから、離婚時年金分割を参考にした仕組みを創設すべき。仮に、配偶者死亡時の遺族の年齢が55歳以上の場合は無期給付、55歳未満の場合は有期給付とした場合、年齢により大きな差が生じるものの、有期給付の対象となった遺族の老後の所得保障への対応を別途設ければ、この差はある程度解消できる。
- ・ 離婚時の年金分割のように、保険料拠出への貢献分を回収するという発想で、年金分割の仕組みを導入する際、離婚時の年金分割での一般的な解釈・運用との均衡、とりわけ別居期間がある場合の扱いについて、離婚時の年金分割の現在の解釈・運用と大きく異ならないような仕組みを考えていく必要がある。
- ・ 女性の低年金への対応は、死亡時年金分割ではなく、年金受給開始時に夫婦で年金を分割するという二分二乗が良い。すぐに変えられるわけではないが、20～30年の時間軸で議論したい。

これまでの年金部会における主なご意見（遺族年金）⑤

【生計維持要件】

- ・ 亡くなった者には、収入以外の家庭への貢献要素がある。遺族年金受給の際の年収要件は撤廃すべき。
- ・ 高所得者でも、生活を共にしていた配偶者が亡くなった場合、生活の激変が想定されるので、遺族年金の有期化と併せて、収入要件を撤廃してよい。
- ・ 遺族年金は、親の死亡時に未成年の子の生活を支える給付と、配偶者の死亡直後の生活の激変を緩和する給付の二本立てで整理すべき。生計維持要件については撤廃することに賛成。
- ・ 生計維持要件の850万円は権利の発生要件であり、満たさなければ遺族年金そのものが支給対象外となり、壁の1つとなっている。昨今の物価や賃金の上昇などを踏まえ、850万円という数字の妥当性を議論し、権利発生要件として一律的に区切るのではなく、一定水準以上の収入から段階的に年金額を調整する仕組みとすべき。
- ・ 現在、生計維持要件は死亡時の一点だけで審査されるが、DV被害者の状況を踏まえると、遺族年金の趣旨・目的などに関連して見直す必要がある。
- ・ 遺族厚生年金における収入要件の見直しについては、今後の賃金上昇を見定めつつ考える必要があるが、社会保障という役割上、より低所得な方への対応を優先すべきではないか。

【遺族年金の支給対象者】

- ・ 老齢年金が十分に整備されていない時代には、息子の死亡時に、亡くなった息子の保険料拠出に基づき、父、母に遺族年金を出す必要があり得た。しかし、年金制度創設から何十年も経過し、制度が成熟化してきた中で、父、母、祖父母に遺族厚生年金を支給する必要性について、今回の改正で議論をしてもよいのではないのか。
- ・ 現在の民法では認められていない同性のパートナーを年金制度上配偶者として扱うことも検討課題ではないか。

これまでの年金部会における主なご意見（遺族年金）⑥

【寡婦年金】

- ・ 寡婦年金は、夫の保険料の掛け捨て防止と、60代前半の寡婦の所得保障という2つの目的を持つ。制度の創設過程では掛け捨て防止が重視されたが、働き方や世帯構成が多様化する中、第1号被保険者のうち妻がいる男性の保険料だけを掛け捨て防止の対象にすることは、正当化が難しい。公的年金保険である国民年金において仮に掛け捨て防止の仕組みが必要ならば、男女差解消の観点から、死亡一時金で一元的に対応すべき。
- ・ 国民年金における遺族年金の男女差は、遺族基礎年金では解消されたが、寡婦年金では残っている。次期改正で遺族厚生年金の男女差を解消するならば、この男女差も併せて解消する必要がある。
- ・ 寡婦年金は、被保険者期間の上限60歳と年金の支給開始年齢65歳をつなぐ年金である。しかし、被保険者期間を65歳まで延長する場合、60代前半も国民年金の被保険者期間になるため、寡婦年金の位置づけが不明瞭になる。

【中高齢寡婦加算】

- ・ 将来の年金制度の在り方を検討する際には、コホート別の見通しに基づいた議論が重要。現在20代後半の女性の約6割が正規雇用者であり、その比率を保ったまま30代、40代を迎えると考えられる。例えば、今の20代、30代が40歳以上になったとき、中高齢寡婦加算を残す必要性があるのか。
- ・ 中高齢寡婦加算の制度趣旨について、夫によって生計が維持されていた中高齢の妻は夫が死亡した後に就労して十分な所得を得ることが困難であるから、とされているが、今後、遺族厚生年金だけで生活を営む女性は非常に少数派になると考えられ、これは制度としていかなるものか。

【その他】

- ・ 配偶者の死亡で遺族厚生年金の受給権者になった場合、本人が請求手続を行わなかったとしても、本人の老齢厚生年金の繰下げ受給ができないという指摘があるが、どう考えるか。
- ・ 遺族年金に対する課税等の扱いについて議論する必要がある。